

北薩地域森林計画書

(北薩森林計画区)

計画期間

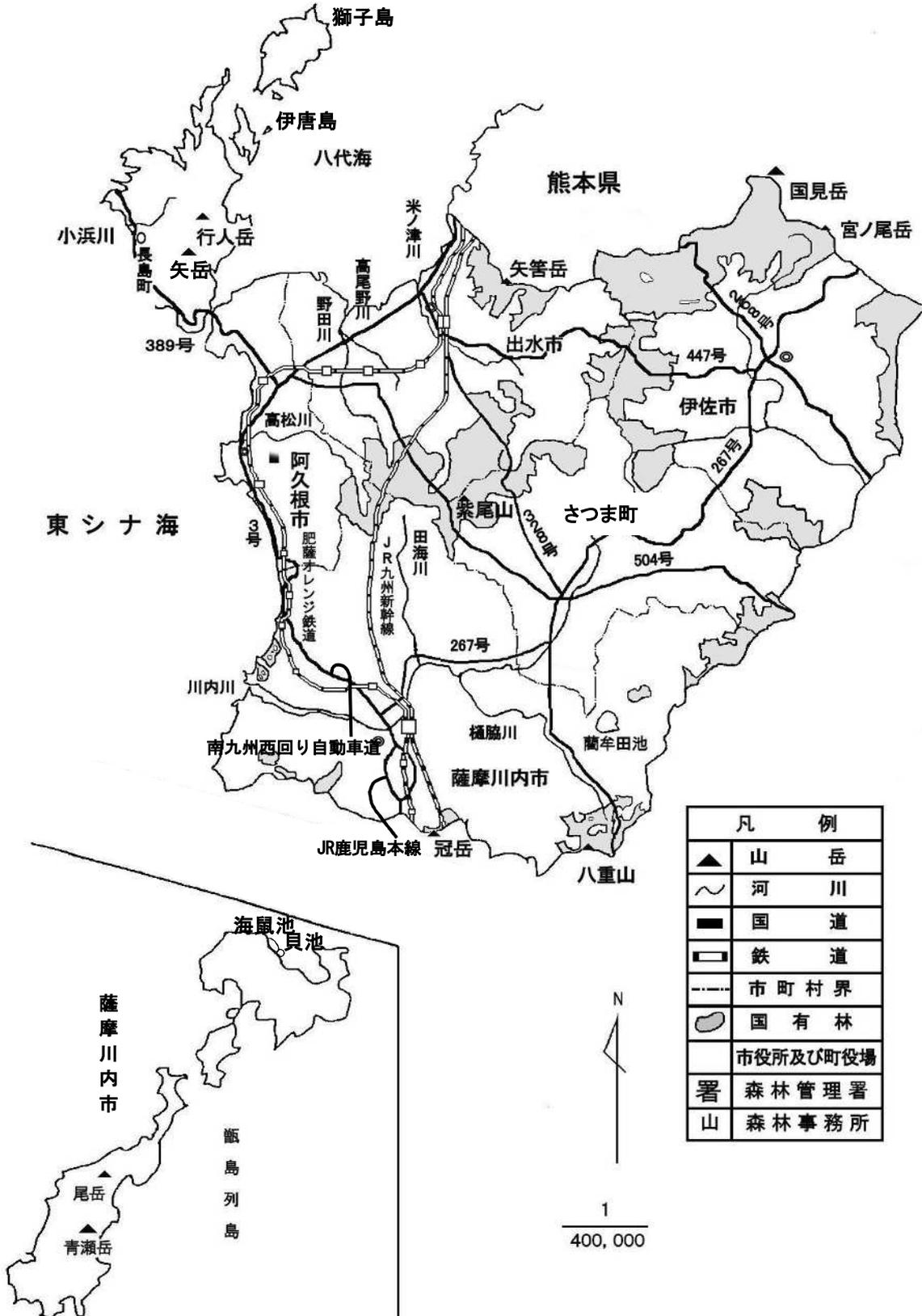
令和 2年4月 1日

令和12年3月31日



鹿 児 島 県

北薩森林計画区位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	14
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	15
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17

2 その他必要な事項	17
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
(3) その他必要な事項	19

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	19
(2) 天然更新に関する指針	21
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	22
(4) その他必要な事項	22

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	23
(3) その他必要な事項	24

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	25
---	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	28
(3) その他必要な事項	28

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	29
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	30
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	30
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	31
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	31
(6) その他必要な事項	31

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	32
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	32
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	32
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	33
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	34
(6) その他必要な事項	34

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	35
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	37
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	37
(4) その他必要な事項	37

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	37
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	37
(3) 治山事業の実施に関する方針	37
(4) 特定保安林の整備に関する事項	37
(5) その他必要な事項	38

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	38
(2) その他必要な事項	38

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	38
(3) 林野火災の予防の方針	39
(4) その他必要な事項	39
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	40
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	40
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	41
2 間伐面積（参考）	41
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	41
4 林道の開設及び拡張に関する計画	41
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	51
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	51
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	51
(3) 実施すべき治山事業の数量	56
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	57
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	58
2 その他必要な事項	67

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,
「-は数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	68
(2) 地況	68
(3) 土地利用の現況	71
(4) 産業別生産額	72
(5) 産業別就業者数	72

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	73
(2) 制限林普通林別森林資源表	77
(3) 市町村別森林資源表	79
(4) 所有形態別森林資源表	81
(5) 制限林の種類別面積	83
(6) 樹種別材積表	85
(7) 特定保安林の指定状況	85
(8) 荒廃地等の面積	86
(9) 森林の被害	87
(10) 防火線等の整備状況	87

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	88
(2) 森林経営計画の認定状況	88
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	88
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	89
(5) 林業事業体等の現況	91
(6) 林業労働力の概況	92
(7) 林業機械化の概況	94
(8) 作業路網等の整備の概況	95

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	96
(2) 森林以外より森林への異動	96

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	97
(2) 分期別期首資源表	98

6 その他

用語の解説	102
-------	-----

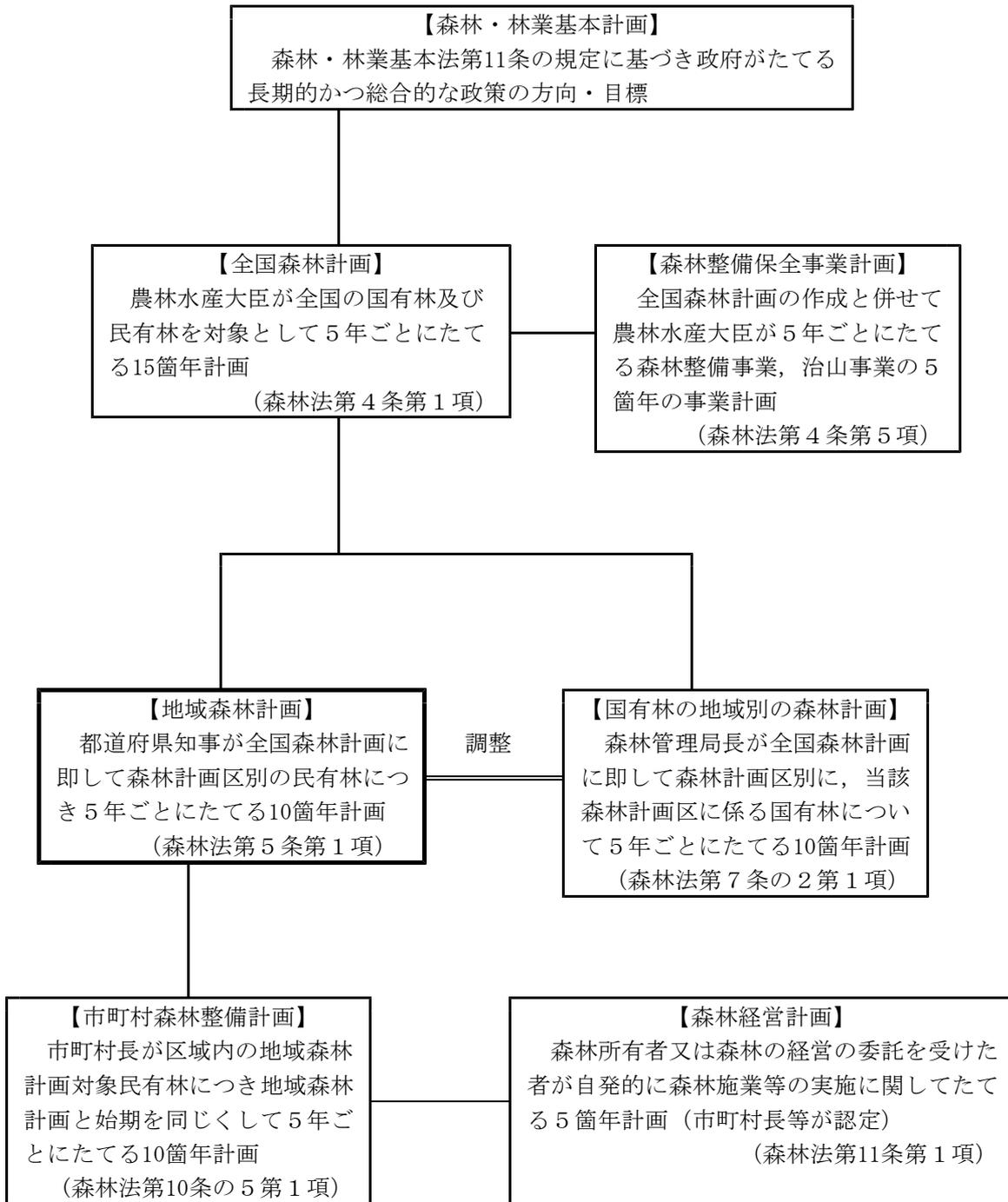
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、北薩森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間である。

森林計画制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県北西部に位置しており、甑島など東シナ海や八代海に臨む島々を有し、川薩・出水・伊佐地区を包括する4市2町で構成されている。

区域面積は、195,983haで、鹿児島県総面積918,701haの21%となっている。

イ 地勢

本計画区の北部には、熊本県と境をなす^{やはずだけ}矢筈岳(687m)、国見山(969m)、宮ノ尾山(877m)の山系が連なり、中央部には、紫尾山(1,067m)を主峰とする紫尾山系が東西に、南部には、鹿児島市と境する八重山(677m)の山系が連なっている。また、長島の^{ぎょうにんだけ}矢岳(402m)、^{おたけ}行人岳(394m)、^{あおしおだけ}下甑島の尾岳(604m)、^{あおしおだけ}青潮岳(511m)等がある。

河川は、熊本県球磨郡の^{しらがだけ}白髪岳を源にする川内川が伊佐、宮之城盆地を流れ、^{じゅつそ}十曾川、^{がわ}樋脇川、^{とうみがわ}田海川等の支流と合流しながら東シナ海へ注ぎ、河口には川内平野が広がっている。また、紫尾山系を源とする高松川が東シナ海へ、野田川、高尾野川、米之津川が八代海に注ぎ、河口には広大な出水平野が形成されている。

主な湖沼としては、^{いむたいけ}蘭牟田池、^{なまこいけ}海鼠池、貝池がある。

ウ 地質及び土壌

地質は、紫尾山系を中心として東西に広がる^{しまんとそうぐん}四万十層群と、その周辺に広く分布する^{きせきあんざんがん}輝石安山岩に大別され、ところどころにシラス、^{かくせんせきあんざんがん}角閃石安山岩で構成されている。

また、川内川の流域沿いに^{ちゅうせきそう}沖積層、出水平野に沖積層と扇状地堆積物、獅子島に^{ごしよのうらそうぐん}御所浦層群、下甑島及び紫尾山頂付近の一部に花崗岩が見られる。

土壌は、伊佐市、さつま町(旧宮之城町)、出水市(旧高尾野町)に分布する黒ボク土壌を除き、ほとんどが褐色森林土壌である。

エ 気候

本計画区は、川内川中流域の伊佐市(旧大口市)及びさつま町(旧宮之城町)を中心とする内陸性気候から沿岸地域の温暖な気候にわたっており、地域により気温の差は大きい。年平均気温及び降水量は、薩摩川内市(川内)で17.2℃、2,457mm、阿久根市で17.7℃、2,456mm、伊佐市(大口)で15.9℃、2,835mmである。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

総面積は、195,983haであり、そのうち森林面積は、133,109haで森林率は68%である。このうち、民有林(森林法第2条で規定する民有林)は、100,406haで森林面積の75%を占めており、国有林は32,702haで25%となっている。

農地面積は13,656haで総面積の7%となっている。

イ 人口

人口は、平成27年の国勢調査によると230,673人で、県の総人口1,648,177人の14%を占めている。また、人口密度は、118人/km²となっている。

ウ 交通

本計画区は、JR九州新幹線、JR鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道のほか、南九州西回り自動車道、国道3号（出水市～薩摩川内市～鹿児島市）、267号（伊佐市～さつま町～薩摩川内市）、268号（水俣市～伊佐市）、328号（鹿児島市～さつま町～出水市）、389号（長島町～阿久根市）、447号（出水市～伊佐市）及び504号（鹿屋市～霧島市～さつま町～出水市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町道が陸上交通網を形成している。

また、甕島においては、高速艇が川内港、フェリーが串木野港と連絡している。

エ 産業

平成28年度の純生産は8,284億円で、県純生産5兆3,818億円の15%となっている。

純生産の産業別構成比は、第3次産業62%、第2次産業31%及び第1次産業6%となっている。

林業の純生産は27億円で、第1次産業純生産の5%であり、県全体の林業純生産93億円に対して28%である。

（4）民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体440,060haの23%に当たる100,397haである。

林種は、人工林51,538ha（51%）、天然林39,533ha（39%）、竹林7,214ha（7%）及びその他2,112ha（2%）となっており、人工林率は県平均の45%と比べて若干高くなっている。

蓄積は、27,064千 \square で、県全体118,935千 \square の23%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林423 \square 、天然林133 \square で、県平均と同程度である。

樹種別の面積構成比は、人工林ではヒノキが55%を占め、次いでスギ41%、クヌギ3%、マツ1%となっている。

また、天然林ではその他広葉樹が100%となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林16%、私有林84%で、公有林の内訳は、県有林9%、市町有林91%である。また、私有林の内訳は、個人有林72%、共有林10%、分収林7%、会社有林7%、その他4%となっている。

森林面積の種類別の構成比は、普通林が75%、制限林が25%となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で3,063ha、蓄積で1,513千 \square それぞれ増加している。

単位 面積：ha 蓄積：千 m^3 束数：千束

区 分	平成 27 年		令和 2 年		前期との対比	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
総 数	97,334	25,551	100,397	27,064	3,063	1,513
針 葉 樹	51,915	20,558	49,938	21,630	Δ 1,977	1,072
広 葉 樹	38,074	4,993	41,134	5,434	3,060	441
竹 林	5,978	(2,506)	7,214	(3,128)	1,237	(623)
未立木地等	1,259	-	2,028	-	770	-
更新困難地	110	-	83	-	Δ 26	-

- (注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。
 2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は70,682haで、川内川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は71,431haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は2,353haで、海岸地、市街地、集落周辺等にあり、防風、大気の浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は17,650haで、雲仙天草国立公園、甕島国立公園、川内川流域、藪傘田池及び阿久根県立自然公園を中心に分布している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は68,599haで、紫尾山系を中心に全域に広がっている。

単位 : ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能	70,682
山 地 災 害 防 止 機 能	71,431
生 活 環 境 保 全 機 能	2,353
保 健 文 化 機 能	17,650
木 材 等 生 産 機 能	68,599

(注) 機能別の森林面積は重複している。

エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の19%に当たる19,009haで、種類別にみると水源かん養保安林79%、土砂流出防備保安林5%、土砂崩壊防備保安林3%及びその他13%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	飛砂防備	防風	潮害防備	干害防備	魚つき	航行目標	保健	風致	計
面積	15,040	(140) 1,003	(18) 644	115	46	(1) 60	1,340	(1) 170	25	(313) 564	1	(474) 19,009
比率	79.1	5.3	3.4	0.6	0.2	0.3	7.1	0.9	0.1	3.0	0.0	100.0

- (注) 1 上段の()書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。
 2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

オ 伐採、造林の推移

(ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹1,210千 m^3 、広葉樹124千 m^3 、計1,334千 m^3 で、年平均は267千 m^3 であり、県全体の伐採量の21%である。

単位 面積：ha 材積：千 m^3 比率：%

区分	針葉樹				広葉樹		計	
	主伐面積	材積			主伐面積	材積	主伐面積	材積
		計	主伐	間伐				
平成26年度	111	161	60	101	110	16	222	177
平成27年度	160	199	86	114	95	14	255	213
平成28年度	231	249	124	126	174	25	405	275
平成29年度	324	270	176	94	261	38	586	309
平成30年度	423	331	230	101	205	30	628	361
計	1,251	1,210	675	536	845	124	2,096	1,334
年平均(A)	250	242	135	107	169	25	419	267
県平均(B)	1,447	1,163	779	384	601	91	2,049	1,254
比率(A/B)	17	21	17	28	28	27	20	21

- (注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。
 2 主伐面積については、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課、かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林250ha、拡大造林33ha、被害地造林141ha、計424haで、年平均85ha程度で推移しており、県全体の造林量の17%である。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積				樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡大造林	被害地造林	総 数	スギ	ヒノキ	その他
平成26年度	26	23	3	-	26	23	-	3
平成27年度	23	16	7	-	23	19	-	4
平成28年度	138	47	11	80	138	126	1	11
平成29年度	131	76	6	49	131	111	9	12
平成30年度	106	88	6	12	106	98	2	6
計	424	250	33	141	424	377	12	36
年平均(A)	85	50	7	28	85	75	2	7
県平均(B)	486	394	41	52	486	436	5	46
比率(A/B)	17	13	17	54	17	17	50	15

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(平成26年度～平成29年度)、森林経営課(平成30年度)

カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は、6,361mで、年平均1,272m開設されており、平成30年度末の総延長は、984,678mとなっている。

また、林道密度は県平均6.7m/haに対し10.1m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林 道 開 設 延 長	林 道 密 度
平成26年度	1,972	10.3
平成27年度	2,058	10.4
平成28年度	1,360	10.4
平成29年度	531	10.1
平成30年度	440	10.1
計	6,361	-
年 平 均	1,272	-
現在までの総延長	984,678	-
県 全 体	2,905,274	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた平成28年度までの森林面積は、平成8年度の林道網整備計画策定時の面積(94,882ha)であり、平成29年度以降の森林面積は、平成28年度の私有林林道等整備計画策定時の面積(97,334ha)である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、平成30年度末で素材市場が1市場ある。平成30年度の素材取扱量は46千m³で県全体の11%となっている。

また、木材加工施設については、製材工場等が平成30年度末で36工場となっている。なお、木材高次加工施設については、プレカット工場が2工場となっている。

単位 事業所，構成比・比率：%

区 分	製 材 工 場				チップ工場	
	総 数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専 業	兼 業
北薩計画区	31	20	10	1	5	(3)
(A) 構成比	100	65	32	3	-	-
県 全 体	119	74	34	11	18	(13)
(B) 構成比	100	62	29	9	-	-
比率 (A/B)	26	27	29	9	28	23

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：県森林・林業統計(平成26年度～平成29年度)，かごしま材振興課(平成30年度)

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹1,107千m³，広葉樹121千m³，計1,228千m³で，年平均246千m³であり，県全体の生産量の25%である。

単位 千m³，比率：%

区 分	民 有 林			国 有 林			合 計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
平成26年度	97	17	114	41	0	41	139	17	155
平成27年度	133	15	147	40	-	40	173	15	188
平成28年度	184	25	209	42	-	42	226	25	251
平成29年度	212	39	251	35	-	35	248	39	286
平成30年度	254	27	280	68	-	68	322	27	348
計	880	121	1,001	226	0	227	1,107	121	1,228
年平均(A)	176	24	200	45	0	45	221	24	246
県平均(B)	810	88	898	104	0	104	914	88	1,002
比率(A/B)	22	27	22	44	100	44	24	27	25

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(平成26年度～平成29年度)，かごしま材振興課(平成30年度)

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、たけのこ、しいたけ、えのきたけ、竹材、自然薯であり、過去5箇年の生産量及び生産額は、たけのこが23,655トンで62億4千7百万円、しいたけが653トンで7億6千8百万円、えのきたけが3,205トンで7億5千8百万円、竹材が2,982千束で7億8千6百万円並びに自然薯が75トンで7千4百万円となっている。なお、総生産額は、年平均18億7千5百万円で県全体の生産額の41.0%である。

単位 比率：%

区 分	た け の こ		し い た け		え の き た け	
	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円
平成26年	5,366	1,143	49	55	779	194
平成27年	4,511	1,353	215	236	799	201
平成28年	5,174	1,262	144	171	750	167
平成29年	4,055	1,306	126	165	441	99
平成30年	4,549	1,183	118	140	437	98
計	23,655	6,247	653	768	3,205	758
年平均(A)	4,731	1,249	131	154	641	152
県平均(B)	6,325	1,677	1,104	1,110	1,622	382
比率(A/B)	74.8	74.5	11.9	13.9	39.5	39.8

区 分	竹 材		自 然 薯		そ の 他	合 計
	生 産 量 千束	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円
平成26年	566	150	21	17	218	1,777
平成27年	627	165	15	14	118	2,087
平成28年	632	167	13	15	137	1,919
平成29年	592	155	13	14	132	1,871
平成30年	565	148	12	14	141	1,724
計	2,982	786	75	74	744	9,377
年平均(A)	596	157	15	15	149	1,875
県平均(B)	737	194	41	41	1,165	4,569
比率(A/B)	80.9	80.9	36.6	36.6	12.8	41.0

- (注) 1 しいたけは「原木生しいたけ」「菌床生しいたけ」「乾しいたけ」の計である。
 2 その他は、その他きのこ類、山菜類、炭類等である。
 3 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。
 4 集計は暦年である。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成27～36年度）における前期5箇年分（平成27～31年度）の計画量と実行状況（平成26～30年度）については次のとおり。

（1）伐採立木材積

針葉樹については、主伐・間伐が計画的に進められ、概ね計画どおり達成したが、広葉樹については、生産者が針葉樹の生産へシフトしたことなどから、計画量を達成できなかった。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,001	594	1,595	799	536	1,334	80	90	84
針葉樹	695	594	1,289	675	536	1,210	97	90	94
広葉樹	306	-	306	124	-	124	41	-	41

（2）間伐面積（参考）

主伐の増加や間伐作業の形態が切捨間伐から投下労働力の高い搬出間伐へシフトしたことなどから、計画量を達成できなかった。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
7,860	5,039	64

（3）人工造林・天然更新別面積

直近の主伐が多かったため、再造林及び天然更新が未完了の箇所が多く、計画を達成できなかった。

単位 ha，実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,717	1,299	48	771	424	55	1,946	875	45

（4）林道開設又は拡張の数量

関係予算との調整の上、計画路線の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性等を総合的に判断し、優先度の高い路線から開設，拡張を実施したが、計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：m，実行歩合：%

区 分	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	52,800	6,361	12
拡 張	39,186	23,083	59

（注） 開設延長には改築も含む。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養^{かん}や山地災害の防止を目的に保安林の指定を推進したが、所有規模が零細なことなどから、計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養 のための 保安林	323	144	45	—	4	—	
災害防備 のための 保安林	346	98	28	—	0	—	
保健 風致の 保存等のため の保安林	88	—	—	—	0	—	
計	757	242	32	—	4	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

関係予算との調整の上、計画地区の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性を総合的に判断し、優先度の高い地区から実施したが、計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：地区，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	62	40	65

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

保安林の機能を確保するための森林施業を推進し、計画どおり達成した。

単位 面積：ha，実行歩合：%

施 業 区 分	計 画	実 行	実行歩合
間 伐	18.73	18.73	100

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

ア 森林の特徴

- (ア) 本計画区民有林は、総土地面積の51%であり、そのうち北薩地域振興局管内に8割、始良・伊佐地域振興局管内に2割の森林が分布している。
- (イ) 紫尾山系を中心に人工林化が進められ、ヒノキが人工林の55%を占めるなど、これらの豊富な森林資源を背景にまとまりのある森林・林業地帯が形成されている。
また、モウソウチク林が県全体の54%を占めている。
- (ウ) 地形が急峻で、土砂の崩壊及び流出の危険性があることから、森林の山地災害防止機能の高度発揮が求められている。
- (エ) 雲仙天草国立公園、甕島国定公園、川内川流域、藪牟田池及び阿久根県立自然公園に加え、優れた自然景観を活かした生活環境保全林や市町民の森等が各地に整備されており、保健文化機能の高度発揮も期待されている。

イ 林業の特徴

- (ア) 素材生産量は、年平均246千□で県全体の25%を占める。うち民有林における生産量は、針葉樹が176千□で県全体の22%、広葉樹が24千□で県全体の27%を占めており、資源の充実とともに近年増加傾向にある。
素材生産業者は49事業者であり、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の効率化・低コスト化に取り組む事業者が増えつつあり、年間の素材生産量が5千□を超える生産規模が大きい事業者（15事業者）が増加している。
- (イ) スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎える中、木材生産の形態が間伐から主伐へ移行しており、過去5箇年間の年平均伐採量は、267千□で県全体の21%となっている。また、主伐後の年平均再造林面積は、50haで県全体の13%となっている。
- (ウ) 林道を中心に林業生産基盤の整備が図られており、林道延長は985kmで整備率は県平均の65%より高い74%となっている。
- (エ) 特用林産物については、豊富なモウソウチク林を活かし、川薩・出水地区を中心にたけのこの産地化が図られており、年平均の生産量は4,731トンで、県内の75%を占めている。
また、しいたけやえのきたけ、竹材、自然薯などが生産されている。

ウ 木材産業の特徴

- (ア) 木材流通施設は、素材市場が1市場あり、平成30年度の素材取扱量は46千m³で、県全体の約11%を占めている。熊本県との県境に位置していることから県外への原木の流通も行われるなど、県外との流通において重要な拠点となっている。
- (イ) 木材加工施設は、プレカット工場や製材工場等が平成30年度末で38工場あり、地域材等を製材・加工し住宅資材等として県内外へ供給している。
また、県内唯一の製紙工場があり、地域の木材や竹材のチップを利用した紙製品の供給を行っている。

(2) 計画樹立の基本的な考え方

北薩地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた施策の推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画（鹿児島県，平成31年3月改定）」との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適切な施業を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

人工林資源が成熟しつつあるものの、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要

林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。
また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の委託等による森林の施業又は経営の促進，森林施業の共同化の促進，林業就業者対策，機械化，加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として，水源かん養，土砂流出防備等の保安林を指定するとともに，土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林については，森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し，森林に関する自然的条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵養^{かん}，災害の防備，保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，保安林等の配備の方針を定める。

治山事業については，森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し，災害に強い県土づくり，水源地域の機能強化を図るため，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として，植栽，本数調整伐等の森林整備や溪間工，山腹工等治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

シカに係る鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内におけるシカ被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病虫害やシカ以外の鳥獣害等の被害対策の方針，森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要がある森林について，森林施業の標準的な方法，施設整備の指針等を定める。

セ 計画面量等

全国森林計画に即し，イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標を」実現するため，森林資源の構成状況，地域の特性等を考慮しながら，鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画面量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法について示す。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

表 II - 1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市町名	面積	備考
総数	100,397	
北薩地域振興局	薩摩川内市	43,037
	旧川内市	15,419
	旧樋脇町	3,637
	旧入来町	3,924
	旧東郷町	5,703
	旧祁答院町	4,736
	旧里村	1,226
	旧上甑村	3,016
	旧下甑村	4,781
	旧鹿島村	594
	さつま町	15,776
	旧宮之城町	7,843
	旧鶴田町	3,958
	旧薩摩町	3,975
	阿久根市	6,723
	出水市	12,652
	旧出水市	9,458
	旧野田町	1,095
	旧高尾野町	2,099
	長島町	7,301
旧東町	4,555	
旧長島町	2,746	
小計	85,488	
始良・伊佐地域振興局	伊佐市	14,909
	旧大口市	10,611
	旧菱刈町	4,298
	小計	14,909

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)

2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

3 森林計画図の縦覧場所は、鹿児島県環境林務部森林経営課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課、始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課並びに関係市役所、関係町役場とする。

4 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 保災 全害 機防 能止 機 能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 ○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文化 機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生 全物 機多 能様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木 能材 等 生 産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等は、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和2年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和12年3月31日)
面 積	育成単層林	51,508	51,231
	育成複層林	225	658
	天然生林	39,338	39,101
森林蓄積 m ³ /ha		297	302

(注) 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林

主として天然力^{注3}を活用することにより成立させ維持される森林^{注4}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含まない。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが肝要であることから、市町村との情報共有により森林GISの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

さらに、生物多様性保全上重要な役割を担う雲仙天草国立公園、甕島国定公園並びに川内川流域、藺牟田池、阿久根県立自然公園のほか、希少野生動植物やクマタカ等生態系上位種の生息地等周辺での施業については、特に配慮することとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によることとする。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、雲仙天草国立公園、甕島国定公園並びに川内川流域・藺牟田池・阿久根県立自然公園の風致景観の維持並びに溪流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ－４を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ－４ 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
北薩森林計画区一円	35	40	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して、多面的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によることとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

表Ⅱ－５－１ 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ，ヒノキ，マツ，クヌギ，その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ－５－２を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ－５－２ 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	2,000～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵えに活用し、期間を置かずに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

c 植え付けの時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植えが一般的であるが、地域の自然条件や苗木の種類等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や人工林の皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部 平成4年3月）」を参考にすることとする。

(2) 天然更新に関する指針

気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新を図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。

表Ⅱ-6-1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ-6-2のとおりとする。

表Ⅱ-6-2

単位：本／ha

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6,000 ※	2,000

(注) 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）
第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況，天然更新に必要な稚幼樹の生育状況，林床や地表の状況，病虫害及び鳥獣害などの発生状況，当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から，天然更新が期待できない森林については，原則として，個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ-7に示す。

表Ⅱ-7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木，被圧木，被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化，配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤初回間伐前の本数は2,700本、⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

[下刈り]

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り

払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として6～9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

〔つる切り〕

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

〔除伐〕

除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの際に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

〔枝打ち〕

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照することとする。

なお、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

（3）その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の实情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点^{かん}を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、森林施業の方法については、市町長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令により，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の立地条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原，渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わないこととする。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にすることとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

森林の整備に当たっては、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを旨とし、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、様々な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めるものとする。

また、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分するとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応した整備を行うこととする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等に資する面も有することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体的に整備することを加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進し、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減を図りつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安全な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図る。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワード等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 平成23年4月）」によることとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	3 3 8	9 8 5
うち林業専用道	—	—

(平成30年度末現在)

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図ることとし、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 平成23年3月）」によることとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ-9-1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表Ⅱ-9-2のとおりとする。

表Ⅱ-9-1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	300	100～ 300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	500	150～ 500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－9－2 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	100～250	35～50
中傾斜地 (15～30°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60～150	15～25
	架線系	15～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県，市町，森林組合等林業事業者が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の育成・確保，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために，森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者に対し，森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業事業者等への施業等の長期委託を進め，森林経営の委託への転換を図ることとする。

さらに，森林経営の受託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業者等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業者，市町等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導體制の整備を図ることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には，市町が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業者等の育成並びに林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めることとする。

また、林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業体の体質強化

当森林計画区では、これまで鹿児島県林業労働力確保支援センター及び北薩流域森林・林業活性化センター等を中心に、関係機関等が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも経営管理手法の導入や施業の集約化による事業量の確保、高性能林業機械等の導入及び活用等諸施策を推進し、経営基盤の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は29事業体（平成30年度末現在）あり、林業労働力確保支援センターとの連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については、川薩出水地区は「北薩森林組合」（平成20年7月発足）、伊佐地区は「伊佐森林組合」の2つとなっており、今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り、施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進することとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

林業に従事する者の確保及び育成については、「鹿児島きこり塾」の開催や就業相談窓口の設置等による新規就業の促進を図るとともに、「緑の雇用」事業による現場技能者の育成や施業の集約化の中核を担う森林施業プランナーの養成、機械化作業へ向けた各種資格の取得、労働災害の防止のための研修・指導等を実施する。

また、森林作業道を作設するオペレーターや低コスト作業システムを実践する現場技術者の育成を図る。

さらに、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに、林業労働力確保支援センターにおいて、雇い管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか、職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど、就業の円滑化及び雇用の安定を推進することとする。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上により林業の採算性を確保するとともに労働強度の軽減を図るため、地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況、年間の事業量及び目標とする労働生産性、導入する作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を図るとともに、低コスト作業システムの普及を推進することとする。

その際、機械が効率的に稼働できるよう、森林施業の集約化を積極的に進めるとともに、森林作業道等の路網整備の促進を図ることとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や地域の中核工場と中小工場の連携強化、乾燥施設等高次加工施設を活用した木材の高付加価値化などにより、需要者ニーズに対応した品質の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進することとする。

イ かごしま材等の利用促進

かごしま材の利用拡大を図るため、「かごしま木の家」づくりや公共施設等の木造・木質化、東アジア等への輸出拡大などの取組を推進することとする。

また、CLTや2×4工法部材等の建築物等への利用促進や未利用間伐材等の木質バイオマスイエネルギーとしての利用など、新たな需要の拡大を図ることとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

豊富なモウソウチク林を活用するため、高齢化や担い手不足に対応した竹林管理の委託促進や、たけのこ生産竹林の整備を進めるとともに、竹パルプの需要の増加拡大や、竹材の安定供給体制づくりを促進する。

また、えのきたけ・しいたけ等の食用きのこ類や自然薯など地域の特色のある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

(6) その他必要な事項

「出水地域森林整備推進協定（平成27年3月）」等を活用し、国有林と連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表Ⅱ-10のとおりとする。

表Ⅱ-10

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域			
総 数		18,312		
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	5,686	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 飛砂防備 干害防備 魚つき
	旧川内市	1,609		
	旧樋脇町	838		
	旧入来町	265		
	旧東郷町	1,247		
	旧祁答院町	871		
	旧里村	247		
	旧上甕村	205		
	旧下甕村	343		
	旧鹿島村	62		
	さつま町	3,906		
	旧宮之城町	2,070		

表Ⅱ-10

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域			
北 薩 地 域 振 興 局	旧鶴田町	6, 7, 12, 16~18, 20, 22, 23, 26~28, 33 36, 37, 39~50, 52~55, 57, 58, 60, 62 64~73, 75, 76, 78, 79, 81~93, 95~102	1, 129	
	旧薩摩町	1~3, 5, 6, 8, 9, 14, 16~29, 32, 34~36 39~42, 44~46, 48~52, 54~57, 59, 61 62, 67, 72~75	708	
	阿久根市	7, 10, 11~13, 15~17, 19~22, 24, 38, 40 46, 54, 56, 59~69, 71, 73~81, 84~88 90, 92, 93, 97, 99, 103, 109, 113~120 122~124, 126~132, 135	775	
	出水市		3, 335	
	旧出水市	1~3, 7, 18, 26, 31, 32, 35, 36, 38~52 57~60, 63, 65~71, 73, 76~79, 81 84~89, 91, 92, 94, 95, 97, 98~104 106, 108~111, 113, 116~118, 120, 121 124~129, 131~139, 141, 143~149 152, 155, 159~162, 164, 166, 168, 169 173, 176~179, 181, 182, 184, 187	3, 014	
	旧野田町	4~6, 8~11, 14	52	
	旧高尾野町	2~7, 9, 12, 13, 18, 20, 21, 25, 26, 29, 30	269	
	長島町		862	
	旧東町	1, 4, 6, 7~10, 12, 13, 17, 18, 20~23 26~28, 30, 32, 36, 37~40, 42, 43, 45 47~49, 51, 53~55, 58, 64~73, 76~78	584	
	旧長島町	1, 3~5, 8, 9, 12~16, 19~22, 24~26, 36 39, 40	279	
小 計		14, 564		
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊佐市		3, 748	
	旧大口市	1~4, 7~9, 11~19, 22, 23, 25~30 32~35, 37~39, 41, 45, 46, 48, 50~64 66~71, 73~86, 88, 90, 91, 92, 94 99~101, 103~106, 108, 110~115 117~119, 121~124, 126, 127, 130~148 150~153, 155, 157, 158	3, 137	
	旧菱刈町	1~11, 14, 15, 18, 21, 23, 24, 26~28, 30 35~39, 41~48, 50, 52, 53, 55~57, 59 60, 62~66, 68~70, 74, 78~82	611	
	小 計		3, 748	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地形・地質等の自然条件，地域の土地利用，森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して，実施箇所の選定を行うものとする。

また，土石の切取・盛土を行う場合には，安定な法勾配を確保し，必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに，水の適切な処置を行うための調整池，排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講じ，土砂の流出及び崩壊の防止に努めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

地形，土壤等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定をすることができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況を勘案し，災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，山地災害の危険性の高い地区等において，重点化・効率化を図りながら，治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成などを計画的に推進する。

また，土砂流出防止等の機能の十全な発揮を図るため，保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し，森林施業を計画的に推進することで，保安林機能の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、シカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、シカによる被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策がシカの被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、川内川河口周辺や阿久根大島等における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置

等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災予防の普及啓発及び森林の巡視を行なうとともに、保護標識、防火線及び防火樹帯等の整備を推進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ-11

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,184	3,772	462	3,235	2,773	462	949	949	-
前 期	1,948	1,752	196	1,374	1,178	196	575	575	-

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ-12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	9,136
前 期	5,532

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ-13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,832	4,941
前 期	1,190	2,116

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	175,200	355,569	217,385
前 期	120,000	74,668	5,517

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
開設	自動車道	北薩地域振興局	薩摩川内市	30			68,900	—				
			旧川内市	横座	指定林道	7,800	—	465	○	202101		
			〃	寄田山支	林業専用道	800	—	30		202102		
			〃	大谷2号	林業専用道	800	—	30		202103		
			〃	三田	林業専用道	1,500	—	40	○	202104		
			〃	赤坂日笠山	林業専用道	1,500	—	50	○	202105		
			〃	一条殿	林業専用道	800	—	25		202106		
			〃	浦小路紫尾	林業専用道	1,500	—	71	○	202107		
			〃	混岳	林業専用道	1,500	—	70	○	202108		
			〃	向山	林業専用道	1,900	—	72	○	202109		
			〃	上塚長野	林業専用道	4,000	—	80	○	202110		
			細計	10		22,100	—					
			旧樋脇町	第二札建	林業専用道	1,000	—	32			381702	
			〃	鍋田原	林業専用道	2,000	—	32	○		381703	
			〃	岩下	林業専用道	800	—	10			381704	
			細計	3		3,800	—					
			旧入来町	柳ヶ迫	林業専用道	2,000	—	100	○		382501	
			〃	梅木山	林業専用道	1,900	—	58			382503	
			〃	赤仁田	林業専用道	1,500	—	40			382504	
			細計	3		5,400	—					
			旧東郷町	横座	指定林道	6,800	—	300	○		383302	
			〃	大迫	林業専用道	3,000	—	115	○		383303	
			〃	斧淵鳥丸	林業専用道	2,300	—	75	○		383304	
			〃	板屋	林業専用道	1,200	—	31			383305	
			〃	宇都		3,000	—	50	○		383306	
			細計	5		16,300	—					
			旧祁答院町	宮脇	林業専用道	1,800	—	30			387605	
			〃	秋上中武	林業専用道	2,700	—	100			387606	
			細計	2		4,500	—					
			旧里村	大平良		2,600	—	50	○		388401	
			〃	尾橋川原		3,500	—	145			388402	
			細計	2		6,100	—					
			旧上甑村	奥戸	指定林道	3,900	—	209	○		389201	
			細計	1		3,900	—					
			旧下甑村	勝山		1,800	—	70			390601	
			〃	大串		1,000	—	25	○		390602	
			細計	2		2,800	—					
			旧鹿島村	下甑島西部		1,400	—	285			391401	
			〃	熊ヶ瀬		2,600	—	30	○		391402	
			細計	2		4,000	—					

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
開設	自動車道	北薩地域振興局	さつま町	14			34,300	—				
			旧宮之城町	紫尾町山	林業専用道	1,100	—	80			384101	
			〃	井手山	林業専用道	2,000	—	40	○		384102	
			〃	運床	指定林道	7,200	—	332	○		384104	
			〃	運床2号支		1,000	—	22			384106	
			〃	白男川泊野	指定林道	7,200	—	340	○		384107	
			細計	5		18,500	—					
			旧鶴田町	福子田		1,500	—	84	○		385001	
			〃	竹山		1,400	—	35	○		385002	
			〃	尾高		1,700	—	30	○		385003	
			〃	上中川内1号支	林業専用道	1,500	—	20			385004	
			細計	4		6,100	—					
			旧薩摩町	白石三反田	林業専用道	2,300	—	47	○		386801	
			〃	前熊田		1,500	—	30	○		386802	
			〃	宮田搦		2,200	—	50	○		386803	
			〃	山神白石	林業専用道	2,000	—	40			386804	
			〃	タフコ	林業専用道	1,700	—	40			386805	
			細計	5		9,700	—					
			出水市	14		19,000	—					
			旧出水市	中川		2,700	—	131	○		208002	
			〃	猪木迫		1,900	—	69	○		208003	
			〃	武本鉢窪		2,000	—	72	○		208004	
			〃	平岩1号支	林業専用道	800	—	10			208005	
			〃	郷田山1号支	林業専用道	800	—	10			208006	
			〃	郷田山2号支	林業専用道	800	—	10			208007	
			〃	猪木迫1号支	林業専用道	800	—	10			208008	
			細計	7		9,800	—					
			旧野田町	野路川内		2,000	—	59	○		401501	
			〃	長平山	林業専用道	2,600	—	76	○		401502	
			〃	大久	林業専用道	800	—	10			401503	
			〃	木佐木野1号	林業専用道	800	—	10			401504	
			〃	木佐木野2号	林業専用道	800	—	10			401505	
			〃	木佐木野3号	林業専用道	800	—	10			401506	
			細計	6		7,800	—					
			旧高尾野町	川頭		1,400	—	47	○		402301	
			細計	1		1,400	—					
			阿久根市	脇本中央	指定林道	9,200	—	394	○		206301	
			〃	笠山	林業専用道	1,800	—	80	○		206302	
			〃	小麦1号支	林業専用道	500	—	10	○		206303	
			〃	阿久根中央1号支	林業専用道	800	—	10	○		206304	
			〃	阿久根中央2号支	林業専用道	800	—	10	○		206305	
			〃	阿久根中央3号支	林業専用道	1,000	—	10			206306	

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
開設	自動車道	北薩地域振興局	〃	阿久根中央4号支	林業専用道	900	—	10		206307		
			〃	金山1号支	林業専用道	800	—	10		206308		
			〃	脇本中央1号支	林業専用道	800	—	10		206309		
			小計	9		16,600	—					
			長島町	9		14,900	—					
			旧東町	白瀬		1,000	—	22		403101		
			〃	五郎地平		4,100	—	104	○	403102		
			〃	川床1号支	林業専用道	800	—	10		403103		
			〃	長島中央1号支	林業専用道	800	—	10	○	403104		
			〃	白瀬1号支	林業専用道	800	—	10		403105		
			〃	本浦	林業専用道	800	—	10		403106		
			細計	6		8,300	—					
			旧長島町	流合		5,000	—	69	○	404001		
			〃	流合1号支	林業専用道	800	—	10		404002		
			〃	孫市1号支	林業専用道	800	—	10		404003		
		細計	3		6,600	—						
		計	76		153,700	—						
		始良・伊佐地域振興局	伊佐市	11		21,500	—					
				旧大口市	篠原		500	—	73		209801	
				〃	田代深川		700	—	82		209802	
				〃	鳥神		300	—	36		209803	
				〃	三日月		1,200	—	39		209811	
				〃	中野		1,500	—	89		209812	
				〃	押野々		2,000	—	157		209813	
				〃	宇津良		4,600	—	287	○	209807	
				〃	日東狸々		3,000	—	100	○	209808	
				〃	向井野		1,000	—	16	○	209814	
〃	篠原松ノ口				5,400	—	70		209810			
細計	10				20,200	—						
旧菱刈町	柚木		1,300	—	102		421001					
細計	1		1,300	—								
計	11		21,500	—								
合計	87		175,200	—								
拡張	自動車道(改良)	北薩地域振興局	薩摩川内市	36		103,765	36					
			旧川内市	寄田青山		5,000	1	(326) 1,152				
			〃	紫尾	指定林道	8,176	1	689				
			〃	横山		100	1	65				
			細計	3		13,276	3					
			旧樋脇町	新ヶ倉		2,400	1	132				
			〃	庵ノ宇都		2,119	1	213				
			〃	掛橋		1,000	1	31				
〃	新ヶ倉1号		1,420	1	40							
細計	4		6,939	4								

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道 (改良)	北薩地域振興局	旧入来町	草 渡		4,143	1	105			
			"	松下田長野		2,938	1	115			
			"	岩下河除		3,992	1	137			
			細計	3		11,073	3				
			旧東郷町	紫 尾	指定林道	1,182	1	129			
			"	本 俣		1,976	1	85			
			"	内 平		1,700	1	110			
			"	山田本俣	指定林道	500	1	(34) 1,139			
			"	新谷支		200	1	8			
			"	藤之元	指定林道	5,638	1	(7) 220			
			細計	6		11,196	6				
			旧祁答院町	轟		970	1	12			
			"	藍屋宇都		850	1	47			
			"	天 理		990	1	61			
			"	才ノ平		2,300	1	35			
			"	秋 上		2,581	1	(82) 123			
			"	遠見ヶ城		1,000	1	22			
			細計	6		8,691	6				
			旧里村	白瀬鼻		200	1	77			
			"	嶺		500	1	102			
			細計	2		700	2				
			旧上甕村	遠目木	指定林道	100	1	208			
			"	椿		100	1	220			
			細計	2		200	2				
			旧下甕村	青 瀬		1,798	1	57			
			"	佐之浦		6,058	1	265			
			"	釣 掛	指定林道	13,713	1	604			
			"	下甕島東部1号	指定林道	7,020	1	303			
			"	下甕島東部2号	指定林道	5,264	1	259			
			"	灯 台		1,434	1	33			
			"	大内浦		5,453	1	207			
			"	檜之木		2,480	1	60			
			細計	8		43,220	8				
			旧鹿島村	西 崎		2,545	1	42			
			"	大 崩		5,925	1	285			
			細計	2		8,470	2				
			さつま町	11		39,779	13				
			旧宮之城町	浅井野幹		1,000	1	234			
			"	紫 尾	指定林道	1,665	1	258			
			"	宮田市野	指定林道	900	1	(27) 243			
			"	山田本俣	指定林道	3,468	1	(176) 459			

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道 (改良)	北薩地域振興局	〃	木 洪		2,410	1	58			
			細 計	5		9,443	5				
			旧鶴田町	北薩2号	指定林道	18,406	1	(376) 1,129			
			〃	平 江	指定林道	3,575	1	237			
			〃	七 尾		3,791	3	145			
			〃	紫尾町山		1,100	1	80			
			〃	山 仁 田		447	1	64			
			細 計	5		27,319	7				
			旧薩摩町	茶 屋 岡		3,017	1	98			
			細 計	1		3,017	1				
			出水市	27		86,181	27				
			旧出水市	北薩1号		23,175	1	1,716	○		
			〃	終野高川		2,581	1	(445) 1,498			
			〃	新立山		1,000	1	39			
			〃	中 野		1,539	1	53			
			〃	高 川		4,196	1	883	○		
			〃	樋之谷支		1,582	1	95			
			〃	平 岩		1,425	1	47			
			〃	宇都川内		824	1	127			
			〃	郷 田 山		12,981	1	(258) 856			
			〃	芭 蕉		1,168	1	(1) 32			
			〃	猪 木 谷		936	1	48	○		
			〃	田 原		2,253	1	167			
			〃	湯川内東平		1,596	1	60			
			〃	樋 之 谷		2,700	1	339	○		
			〃	小 原		1,745	1	98	○		
			〃	椿 原		4,152	1	111	○		
			〃	山 志 比		2,995	1	267	○		
			細 計	17		66,848	17				
			旧野田町	紫 尾	指定林道	1,131	1	(437) 437			
			〃	宇 津 良		1,000	1	71			
			〃	野 路 川 内		2,000	1	65			
			〃	角 石		1,100	1	49	○		
			〃	尾 毛 無		1,956	1	81			
			細 計	5		7,187	5				
			旧高尾野町	川 頭		1,320	1	47			
			〃	連 尺 野		1,862	1	80			
			〃	根 切		1,800	1	96			
			〃	笹 元		4,109	1	90			
			〃	紫 尾	指定林道	3,055	1	(125) 125			
			細 計	5		12,146	5				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
拡張	自動車道 (改良)	北薩地域振興局	阿久根市	紫尾	指定林道	10,388	1	(334) 1,106				
			〃	金山		804	1	115				
			〃	西目		1,080	1	31				
			〃	阿久根中央	指定林道	11,663	5	(350) 670	○			
			〃	金山Ⅱ号		1,000	1	48				
			〃	白木川		2,876	1	124				
			〃	洗出		479	1	32				
			〃	仁床		2,315	1	59				
			〃	吉川		2,130	1	53				
			小計	9				32,735	13			
			長島町	20				82,757	24			
			旧東町	獅子島	指定林道	22,006	5	1,334	○			
			〃	立石		3,756	1	121				
			〃	獅子島中央	指定林道	8,639	1	307				
			〃	湯之口		5,120	1	171				
			〃	長島中央	指定林道	7,616	1	732				
			〃	倉三		2,323	1	37				
			〃	市来崎		612	1	61				
			〃	五郎地		3,836	1	113				
			〃	川床		3,374	1	101				
		〃	松ヶ迫		2,089	1	58					
		〃	馬込山門野		2,201	1	31					
		〃	行人平		1,029	1	39					
		〃	赤崎		350	1	27					
		〃	七郎山		2,322	1	50					
		〃	琵琶首		64	1	3					
		細計	15				65,337	19				
		旧長島町	長島中央	指定林道	8,106	1	1,040					
		〃	流合		2,568	1	69					
		〃	平駄		3,204	1	91					
		〃	油山		914	1	33					
		〃	馬込山門野		2,628	1	141					
		細計	5				17,420	5				
		計	103				345,217	113				
		始良・伊佐地域振興局	伊佐市	4			10,352	4				
		旧大口市		青木山ノ口	指定林道	2,000	1	(572) 1,113				
		〃		白木		3,724	1	118				
		〃		北平		2,628	1	284				
		細計		3				8,352	3			
		旧菱刈町		黒園	指定林道	2,000	1	(55) 298				
		細計		1				2,000	1			
		計	4				10,352	4				
		合計	107				355,569	117				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
拡張	自動車道 (舗装)	北薩地域振興局	薩摩川内市	28			87,711					
			旧川内市	横山			2,700	—	65			
			〃	津久見			2,502	—	56			
			〃	都青山			2,939	—	77			
			細計	3			8,141	—				
			旧入来町	請園			1,500	—	73			
			〃	塩水流			2,435	—	59			
			〃	草渡			4,143	—	105			
			細計	3			8,078	—				
			旧東郷町	永山			2,097	—	250			
			〃	津田鬼川内			5,517	—	150	○		
			〃	新谷支			2,950	—	121			
			細計	3			10,564	—				
			旧祁答院町	大村大谷	指定林道		1,769	—	187			
			〃	黒木			1,532	—	30			
			〃	原田			2,300	—	42			
			〃	秋上			2,581	—	123			
			〃	才ノ宇都			2,929	—	132			
			〃	藍屋宇都			850	—	47			
			〃	熊牟礼千貫	指定林道		3,900	—	221			
			〃	大長藺牟田			2,143	—	117			
			〃	上ノ郡	指定林道		4,200	—	225			
			〃	遠見ヶ城			1,300	—	22			
			細計	10			23,504	—				
			旧里村	大平良			2,800	—	65			
			〃	尾橋川原			5,300	—	145			
			細計	2			8,100	—				
			旧上甕村	瀬上	指定林道		8,382	—	507			
			〃	湯之浦	指定林道		2,870	—	215			
			〃	奥戸	指定林道		3,541	—	209			
			〃	椿			6,573	—	220			
			細計	4			21,366	—				
			旧下甕村	下甕島西部1号			1,260	—	178			
			〃	大内浦			4,218	—	207			
			〃	檜之木			2,480	—	60			
			細計	3			7,958	—				
			さつま町	14			38,563	—				
			旧宮之城町	池之野			1,838	—	55			
			〃	大薄			1,364	—	85			
			〃	大村大谷	指定林道		3,949	—	152			
			〃	大長藺牟田			967	—	36			
			〃	宮田市野	指定林道		4,620	—	243			
			〃	峠下			4,243	—	144			
			〃	浅井野泊野			5,511	—	197			
			細計	7			22,492	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	北薩地域振興局	旧鶴田町	大俣前平		460	—	66			
			〃	平江	指定林道	3,575	—	237			
			〃	滝ノ爪		2,297	—	59			
			細計	3		6,332	—				
			旧薩摩町	大迫		1,404	—	37			
			〃	茶屋岡		3,035	—	98			
			〃	熊田		3,300	—	151			
			〃	下手		2,000	—	38			
			細計	4		9,739	—				
			出水市	13		28,379	—				
			旧出水市	郷田山		12,286	—	856			
			〃	城山		689	—	39			
			〃	蕨島		1,663	—	32			
			〃	田之頭		839	—	37			
			〃	芭蕉		280	—	32			
			〃	田原		550	—	167			
			細計	6		16,307	—				
			旧野田町	野路川内		1,918	—	62			
			細計	1		1,918	—				
			旧高尾野町	連尺野		1,722		80			
			〃	倉谷		906	—	81			
			〃	川頭		1,320	—	47			
			〃	柳ヶ水		2,521	—	104			
			〃	辺田		2,407	—	89			
			〃	柳ヶ水支		1,278	—	36			
			細計	6		10,154	—				
			阿久根市	阿久根中央	指定林道	11,663		670			
			〃	小麦		3,270		105			
			〃	吉川		2,136		53			
			〃	西目		1,080		31			
			〃	金山		804		115			
			計	5		18,953	—				
			長島町	7		14,866	—				
			旧東町	大久保		2,300	—	70			
			〃	田尻		4,210	—	97			
			〃	沢津		1,400	—	44			
			〃	水ノ元		1,836	—	44			
			〃	脇崎		1,252	—	19			
			細計	5		10,998	—				
			旧長島町	流合		2,568	—	69			
			〃	宇都迫		1,300	—	31			
			細計	2		3,868	—				
			計	67		188,472	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	始良・伊佐地域振興局	伊佐市	13		28,913	—				
			旧大口市	篠原		2,000	—	93			
			〃	北平		2,100	—	284			
			〃	松ノ口		900	—	71			
			〃	高山		1,140	—	11			
			〃	久七峠	指定林道	7,829	—	354			
			〃	十曾		1,200	—	125			
			細計	6		15,169	—				
			旧菱刈町	東市山		900	—	55			
			〃	名折		1,160	—	50			
			〃	柳野		2,000	—	119			
			〃	小路新川		1,260	—	31			
			〃	野ミ田		2,500	—	59			
			〃	白坂		2,424	—	55			
			〃	津波木段		3,500	—	68			
			細計	7		13,744	—				
			計	13		28,913	—				
			合計	80		217,385	—				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備考
		前期末面積	
総数（実面積）	22,348	21,776	
水源涵養のための保安林	17,343	17,087	
災害防備のための保安林	4,135	3,892	
保健・風致の保存等のための保安林	1,538	1,393	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 表Ⅱ-17のとおり

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	—	—	3,686	2,691
災害防備のための 保安林	—	—	354	1,105	354
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	8	781	8

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表Ⅱ-17 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区 域 (林 班)		前期		
指定	水源涵養	薩摩川内市		227	116	水源の涵養	
		旧川内市	1～13, 15～60, 62～74, 76～92, 95～109, 111, 112, 115, 116, 118～203, 205～242, 245～251, 253～291	83	43		
		旧樋脇町	1～46, 48～59, 61～63, 65～77	21	10		
		旧入来町	1～35, 37～46, 48, 50～84	19	9		
		旧東郷町	1, 2, 5, 7, 9～14, 16～18, 20～24, 26, 29, 32～37, 39～47, 49, 50, 52～67, 69～91, 93～121	32	16		
		旧祁答院町	1～22, 25～60, 62～72, 74, 75, 77～90	23	12		
		旧里村	2, 4, 6, 7, 12～19, 22	7	4		
		旧上甕村	1, 3, 5, 8, 9, 11, 13, 16, 24～26, 33, 34, 43, 44	16	8		
		旧下甕村	5～7, 18, 22, 23, 25, 31, 49～51, 53～55, 57～62, 64, 67, 70, 77, 78	23	12		
		旧鹿島村	1～6, 12～14	3	2		
		さつま町		78	39		
		旧宮之城町	1～48, 50～56, 58～93, 96～162, 164～171	38	19		
		旧鶴田町	1～42, 44～57, 60, 63, 66～76, 78～104	22	11		
		旧薩摩町	1～52, 54～57, 60～75	18	9		
		阿久根市	4～31, 33～44, 46, 48～49, 51～53, 56～90, 92～94, 97～108, 111～122, 126～129, 131, 135	34	18		
		出水市		67	33		
		旧出水市	2, 12, 15, 18, 26～28, 30～32, 34～36, 38, 41～91, 93～104, 106, 108, 109～111, 113, 116～121, 127～129, 131～141, 143～150, 152, 154, 158～161, 165, 168, 170, 175, 177, 178, 182, 184～188	51	25		
		旧野田町	1～8, 10～20	6	3		
		旧高尾野町	1～20, 22～25, 27, 28	10	5		
		長島町		33	17		
		旧東町	2, 4, 6～11, 20～22, 31～33, 42, 47～49, 51～53, 55, 56, 58, 61, 62, 64～72, 76～78	22	11		
		旧長島町	1, 3～5, 7～16, 18～23, 25, 26, 32, 36	11	6		
			小 計		439		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 (林 班)		前 期		
指定	水 源 涵 養	伊 佐 市		79	39	水 源 の 涵 ^{かん} 養	
		旧 大 口 市	8, 9, 13, 14, 18, 19, 22, 23, 25~27, 29, 30, 32, 33, 35, 39, 45, 46, 48, 50~64, 67, 71, 73~79, 88, 91, 92, 94, 99, 100, 103, 108, 112~114, 117 122, 136~138, 140, 142, 144, 153, 157, 158	58	29		
		旧 菱 刈 町	1~9, 12~52, 54~85	21	10		
		小 計		79	39		
		計		518	262		
災害 防備	薩 摩 川 内 市	薩 摩 川 内 市		228	124	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		旧 川 内 市	1~25, 28~53, 55~60, 62~85, 87~116, 119, 122, 123, 125, 127, 129, 131~164, 166~171, 173~175, 178~182, 184~190, 192~194, 196~204, 206~210, 212~214, 216, 217, 220~236, 238~242, 244~270, 272~291	84	45		
		旧 樋 脇 町	1~11, 13, 15~29, 31~46, 48~61, 63~77	20	10		
		旧 入 来 町	1, 2, 4~8, 12~37, 39~42, 44~46, 49~85	20	10		
		旧 東 郷 町	1~5, 7~14, 17~39, 41, 42, 44~ 100, 103, 105~111, 113, 115, 116, 119, 120	33	18		
		旧 祁 答 院 町	1~20, 22~27, 29~40, 44~56, 58~60, 62~72, 74, 75, 77~90	24	13		
		旧 里 村	1~26	7	4		
		旧 上 甕 村	3, 5~8, 10~14, 16~21, 24, 26~28, 30, 31, 34~42, 44~48	15	9		
		旧 下 甕 村	1~14, 17~44, 46~83	22	13		
		旧 鹿 島 村	1~7, 9, 10, 12~14	3	2		
		さ つ ま 町		78	41		
		旧 宮 之 城 町	3~20, 22~24, 26, 29~31, 33~35, 38~41, 43~46, 48~62, 64~91, 93~100, 102~107, 109~113, 117, 118, 120~126, 128, 129, 131~136, 138, 141~158, 161, 162, 164~171	38	20		
		旧 鶴 田 町	4~9, 11~23, 26, 27, 31~33, 35~39, 41~50, 52~67, 69~76, 79, 81~86, 88~90, 93~104	21	11		
		旧 薩 摩 町	1~7, 9, 10, 13~36, 38~52, 54, 56, 57, 59~62, 64~67, 69, 70, 72, 73, 75, 76	19	10		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市町村	区 域 (林 班)		前期		
指定	災害 防備	阿久根市	2, 4, 5, 7, 9~24, 31, 38, 40, 45, 46, 52~67, 69, 70, 72~88, 90, 92~94, 97, 99, 101~103, 105~133, 135	35	20	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		出水市		68	36		
		旧出水市	1~3, 5~13, 15, 18, 22, 23, 25~27, 30~33, 35~52, 54~60, 63~67, 69, 70, 73, 76, 77, 80, 81, 84~89, 91~104, 106, 108~111, 113, 116~132, 134~136, 138~141, 143~150, 152, 155, 157~162, 164~169, 171~184, 187, 188	51	27		
		旧野田町	1, 4~11, 13~15	5	3		
		旧高尾野町	2~13, 15~30	12	6		
		長島町		35	19		
		旧東町	1~4, 6~24, 26~34, 36, 37, 40~45, 47~51, 53~73, 76~78	24	13		
		旧長島町	1~6, 8, 9, 11, 13, 14, 16, 18~24, 26, 33, 36, 39, 40	11	6		
		小計		444	240		
		伊佐市		83	44		
		旧大口市	1~5, 7~18, 23~30, 32~35, 37, 38, 41, 42, 44~54, 56~59, 61, 63, 68, 70, 76, 79~87, 89~92, 94~96, 98~101, 104~106, 108~115, 118~128, 130~139, 141~153, 155, 157, 158	61	32		
		旧菱刈町	2~12, 15, 17~30, 32~83, 85	22	12		
		小計		83	44		
		計		527	284		
		保健, 風致の 保存等	薩摩川内市	旧川内市	129, 130, 165, 166, 168~171, 210, 243~245, 249~254, 257, 263~271, 289~291		
旧樋脇町	18, 28~31, 48~52			7	4		
旧祁答院町	17~21, 67~73, 78, 79, 89, 90			25	13		
旧上甕村	1~7, 10, 11, 14, 15, 17~22, 24, 25, 28~34, 36, 44, 47, 48			13	7		
旧鹿島村	1~15			4	2		
さつま町				3	1		
旧鶴田町	1, 22, 32, 38, 44, 54, 64~73, 78~80, 85, 95~98, 103			3	1		
阿久根市	1~4, 7, 31, 35, 47, 50, 93~97, 103, 107, 134			41	21		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 (林 班)		前 期		
指定	保健, 風致の 保存等	出 水 市		17	9	公衆の 保健等	
		旧 出 水 市	2, 22, 61, 63, 121, 160, 169, 178, 182	17	9		
		長 島 町		126	65		
		旧 東 町	1～4, 16, 17, 19～29, 31～35, 37～49, 59～72, 77～79	94	49		
		旧 長 島 町	28～32, 35～41	32	16		
		小 計		294	152		
		伊 佐 市		6	3		
		旧 菱 刈 町	21, 24, 58	6	3		
		小 計		6	3		
		計		300	155		
		合 計		1,345	701		

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養^{かん}など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ-19

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備 考
市 町 村	区 域 (大 字)		前期		
薩摩川内市		59	25	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧川内市	宮里町，宮崎町，勝目町，山之口町，川永野町，尾白江町，都町，青山町，中福良町，天辰町，楠元町，中村町，御陵下町，五代町，田崎町，水引町，小倉町，湯島町，網津町，港町，百次町，永利町，寄田町，高江町，田海町，高城町，陽成町，城上町，湯田町，西方町，平佐町	31	12		
旧樋脇町	樋脇町市比野，樋脇町倉野，樋脇町塔之原	3	2		
旧入来町	入来町浦之名，入来町副田	2	1		
旧東郷町	東郷町斧淵，東郷町山田，東郷町鳥丸，東郷町宍野，東郷町藤川	5	2		
旧祁答院町	祁答院町藺牟田，祁答院町上手，祁答院町黒木，祁答院町下手	4	2		
旧里村	里町里	1	1		
旧上甕村	上甕町中甕，上甕町中野，上甕町江石，上甕町平良，上甕町小島，上甕町瀬上，上甕町桑之浦	7	2		
旧下甕村	下甕町手打，下甕町片野浦，下甕町瀬々野浦，下甕町青瀬，下甕町長浜	5	2		
旧鹿島村	鹿島町藺牟田	1	1		
さつま町		19	8		
旧宮之城町	宮之城屋地，虎居，船木，柵野，平川，広瀬，田原，山崎，久富木，二渡，白男川，泊野	12	5		
旧鶴田町	柏原，神子，紫尾，鶴田	4	2		
旧薩摩町	求名，永野，中津川	3	1		
阿久根市	折口，大川，鶴川内，西目，波留，山下，脇本	7	3		
出水市		10	4		
旧出水市	上鯖淵，上大川内，荘，下大川内，武本，麓町	6	2		
旧高尾野町	高尾野町大久保，高尾野町下高尾野，高尾野町江内	3	1		
旧野田町	野田町上名	1	1		
長島町		9	4		
旧東町	浦底，川床，獅子島，諸浦，山門野	5	2		
旧長島町	指江，城川内，下山門野，平尾	4	2		
小計		104	44		

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備 考
市 町 村	区 域 (大 字)		前 期		
伊佐市		25	10	溪間 工 ・ 山腹 工 ・ 本数 調整 伐等	
旧大口市	大口青木, 大口牛尾, 大口大田, 大口里, 大口篠原, 大口白木, 大口下殿, 大口曾木, 大口田代, 大口鳥巢, 大口原田, 大口針持, 大口平出水, 大口渕辺, 大口宮人, 大口山野	16	6		
旧菱刈町	菱刈荒田, 菱刈市山, 菱刈川南, 菱刈川北, 菱刈重留, 菱刈下手, 菱刈徳辺, 菱刈前目, 菱刈南浦	9	4		
小計		25	10		
計		129	54		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（大字）を単位として計上したものである。

**6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし**

第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法
表Ⅱ-21

単位 面積：h a

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
水源	計		15,040.49	1 主伐に係る伐採種は定めない。	1 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、左記の種類のために指定された保安林又は、当該保安林が2以上あるときは、その集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クヌギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。 この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するよう植栽するものとする。	
	薩摩川内市		4,341.32	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。	2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。	
	旧川内市	1～7, 11, 12, 15, 99, 102, 105, 120, 147, 148, 150, 155, 160～162, 167, 182, 185, 195, 214, 219～225, 227, 234, 236～242, 248～250, 254, 257, 260, 263, 266, 290, 291	1,322.58	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	※3 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるとときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森林において択伐による伐採を行う場合は、10分の4を乗じた材積とする。	3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。	
	旧樋脇町	7, 8, 18, 24, 25, 32, 33, 35, 43～45, 50～56, 58, 61～63, 68, 69	776.53				
	旧入来町	17, 18, 26, 27, 33～35, 39～41, 44, 46, 72	208.19				
	旧東郷町	1, 5, 9, 10, 12, 14, 17, 20～24, 34～37, 39～43, 45, 47, 54～65, 67, 69, 70, 72, 73, 85～89, 91, 94～98, 103, 104, 112	1,167.29				
	旧祁答院町	9, 10, 12, 13, 15, 22, 30, 33～36, 44～47, 50, 51, 53, 54, 56, 57, 59, 62, 64, 67～72, 74, 77, 79, 81～89	836.93				
	旧下甌村	54	29.80				
	さつ ま 町		3,744.12				
	旧宮之城町	1, 2, 4, 6, 7, 9～14, 18～22, 25, 27, 32, 33, 35～40, 42～48, 51～56, 58～66, 68～93, 118, 124～128, 136, 137, 144, 146, 150, 152, 161, 162, 164～171	2,015.90				
	旧鶴田町	6, 7, 18, 20, 28, 33, 37, 39～42, 44～49, 52～55, 60, 66～73, 75, 76, 78, 79, 81～93	1,082.82				
	旧薩摩町	6, 8, 17～23, 42, 45, 46, 48～52, 55, 56, 74	645.40				
	阿久根市	21, 61～65, 68, 69, 71, 73, 78, 80, 81, 117～120, 122, 126～129, 135	516.79				
	出水市		2,974.63				
	旧出水市	2, 18, 44～46, 49～52, 57～60, 63, 65, 66, 68～71, 73, 76～79, 81, 84～89, 95, 97～104, 106, 108～111, 113, 116～118, 120, 121, 131, 134～139, 141～143, 145～149, 152, 155, 159, 160, 187	2,685.90				
	旧野田町	6	35.36				
	旧高尾野町	4～7	253.37				
	小 計		11,576.86				
	伊 佐 市		3,463.63				
	旧大口市	2, 4, 7～9, 13, 14, 18, 23, 26, 27, 29, 30, 32, 33, 35, 39, 45, 46, 48, 50～64, 67～71, 73～79, 88, 91, 92, 94, 99, 100, 103, 108, 112～114, 117, 122, 136～140, 142, 144, 157, 158	2,970.66				
旧菱刈町	1～7, 14, 15, 21, 35, 42	492.97					
小 計		3,463.63					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	計		1,142.11	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。 ※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。	
	薩摩川内市		518.48	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
		旧川内市	7, 11~13, 15, 39, 56, 65, 66, 69, 83, 135, 139, 140, 154, 160, 163, 169, 188~190, 200, 238, 239, 254, 255, 259, 263	111.39	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。		
		旧樋脇町	1~4, 13, 15~18, 20, 26~29, 34, 37, 41, 42, 46, 48, 54, 55, 67	38.94			
		旧入来町	4, 6, 8, 15, 20, 24, 49~51, 57, 62, 82, 83, 85	33.01			
		旧東郷町	2, 12, 20, 25, 30, 36, 38, 45, 48, 50, 51, 53, 59, 67, 68, 74	37.84			
		旧祁答院町	3~5, 22, 49, 67, 70, 71, 78, 79	8.35			
		旧里村	2, 6, 9, 10~15, 17, 22, 26	97.73			
		旧上甕村	36~38, 40~42, 46, 47	14.89			
		旧下甕村	1, 2, 5, 6, 8, 21, 22, 23, 25~27, 29, 30, 32, 42, 48, 49, 51, 55~57, 64, 67, 68, 70, 77, 78, 80, 83	176.33			
		さつま町		33.40			
		旧宮之城町	3, 8, 16, 22, 51, 70, 74~76, 85, 95, 98, 104, 105, 121~123, 170	11.10			
		旧鶴田町	12, 33, 43, 58, 60, 65, 81, 95, 96, 98, 99, 101	7.58			
		旧薩摩町	1, 2, 9, 16, 29, 35, 36, 40, 44, 51, 57, 59, 67	14.72			
		阿久根市	11~13, 16, 17, 19, 24, 59, 66, 67, 79, 81, 113, 116, 117, 120, 123, 124, 126, 127, 129~132	84.04			
		出水市		314.68			
		旧出水市	7, 32, 35, 36, 38~42, 44, 60, 66, 67, 85, 124, 125, 136, 139, 143, 144, 147, 159~161, 166, 168, 169, 176~178, 181, 184, 187	270.86	2 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
		旧野田町	5, 6, 8, 9, 11	33.98			
		旧高尾野町	3~5, 7, 12, 13, 26, 29, 30	9.84			
		長島町		108.03			
		旧東町	1, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 18, 20, 21, 23, 54, 72, 76, 78	104.45			
		旧長島町	8, 19, 22	3.58			
		小計		1,058.63			
		伊佐市		83.48			
		旧大口市	3, 8, 9, 23, 25, 28, 34, 67, 68, 75, 80, 83~85, 100, 110~112, 115, 122, 123, 131, 132, 136, 138, 139, 141, 143, 148, 150, 151, 153, 157	51.07			
		旧菱刈町	10, 15, 27, 35~37, 41~45, 52, 55, 59, 60, 65, 70, 81	32.41			
		小計		83.48			

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	計		661.82	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		211.62				
	旧川内市	24, 25, 32, 33, 42, 56, 63, 64, 69, 77, 78, 80~83, 87, 89, 90, 94, 104, 107, 109, 111~115, 123, 125, 127, 140, 151~155, 157~161, 166, 168, 182, 194, 200~202, 206, 209, 210, 216, 226, 244, 270, 281	62.09				
	旧樋脇町	3~5, 16, 19, 20, 22, 29, 31, 37, 39, 44, 48, 54, 58~60, 65~67, 70, 73	22.94				
	旧入来町	1, 4, 5, 7, 8, 15, 25, 27~29, 33, 50, 52, 55, 56, 58, 62, 64, 68, 76, 79, 80, 82, 83	23.89				
	旧東郷町	2, 10, 12, 20, 25, 36, 45, 48, 50, 51, 59, 75, 77, 79, 80, 83, 90, 93, 99, 103, 105~107	36.84				
	旧祁答院町	2, 3, 6, 16, 17, 25, 27, 38, 46, 49, 51, 55, 56, 63, 64, 67, 70, 71, 78, 79, 80, 84, 88	28.51				
	旧里村	2, 12	8.99				
	旧上甕村	8, 14, 17, 19, 37	3.60				
	旧下甕村	2, 5, 11, 21, 26, 42, 48, 49, 51, 55, 57, 58, 62, 66, 70, 80~83	22.64				
	旧鹿島村	12, 13	2.12				
	さつま町		111.94				
	旧宮之城町	15, 16, 20, 23, 24, 26, 30, 31, 40, 48~50, 57, 71, 72, 75, 93, 94, 96, 100, 103, 117, 120, 121, 124, 125, 131, 138, 141, 144, 146, 147, 149, 150, 152~154, 161, 162, 166, 169	42.68				
	旧鶴田町	16, 17, 22, 23, 26, 27, 36, 43, 47~50, 57, 58, 60, 62, 64, 65, 81, 93, 95, 96, 97, 99, 100, 102	21.85				
	旧薩摩町	1~3, 5, 9, 14, 17, 20, 22, 24~29, 32, 34~36, 39~41, 44, 46, 49, 51, 52, 54, 56, 59, 61, 62, 72, 73, 75	47.41				
	阿久根市	7, 15, 20, 38, 40, 46, 54, 56, 59, 65, 74, 75, 78, 80, 81, 84~87, 90, 92, 93, 97, 99, 103, 109, 114~116, 123, 124, 126, 128~130, 132	47.57				
	出水市		77.23				
	旧出水市	1, 3, 26, 31, 32, 38, 44, 47~49, 58, 60, 64, 69, 70, 84, 86, 89, 91, 92, 94, 125, 126~129, 131, 159, 160, 162, 164, 166, 168, 173, 179, 182	65.65				
	旧野田町	4, 8~11, 14	7.20				
	旧高尾野町	2, 3, 9, 18, 20, 21, 25, 26	4.38				
	長島町		43.68				
	旧東町	1, 4, 6, 7~10, 17, 20, 22, 23, 26, 27, 37, 40, 43, 45, 47, 49, 53~55, 58, 68, 73	33.23				
	旧長島町	1, 3, 4, 5, 9, 16, 20, 24, 36, 39, 40	10.45				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂崩壊防備保安林	小 計		492.04				
	伊 佐 市		169.78				
	旧大口市	1, 2, 8, 11, 12, 15~18, 23, 25, 27, 30, 34, 35, 37, 38, 41, 58, 61, 66, 68, 81~83, 85, 86, 90, 100, 101, 104~106, 108, 111~115, 118, 119, 121, 122, 124, 126, 127, 130~139, 141~148, 150~152, 155, 158	92.13				
	旧菱刈町	8~11, 15, 18, 23, 24, 26, 28, 30, 35~39, 41~48, 50, 52, 53, 56, 57, 62, 63, 65, 68, 69, 74, 78~82	77.65				
	小 計		169.78				
飛砂防備保安林	計		114.79	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		114.79				
	旧川内市	265, 271	114.79				
	小 計		114.79				
防風保安林	計		45.77	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		11.45				
	旧川内市	112	0.76				
	旧樋脇町	23	0.91				
	旧入来町	55, 58, 59, 74, 76, 77	7.92				
	旧下甌村	80, 81, 83	0.23				
	旧鹿島村	12, 13	1.63				
	阿久根市	31, 35, 93	7.48				
	出水市		26.84				
	旧出水市	61~64, 67	26.02				
	旧高尾野町	1	0.82				
	小 計		45.77				
	潮害防備保安林	計		61.61	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
薩摩川内市			27.81				
旧川内市		81, 112	15.33				
旧里村		10, 15, 19, 20	0.80				
旧上甌村		21	11.68				
阿久根市		31, 35, 47, 134	32.14				
長島町			1.66				
旧東町		78	0.79				
旧長島町		27, 28	0.87				
小 計		61.61					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
干 害 防 備 保 安 林	計		1,340.21	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	薩摩川内市		441.26				
	旧川内市	22, 23, 133, 182, 189, 195, 209, 262	62.28				
	旧東郷町	100	6.17				
	旧里村	2, 6, 7, 12, 13, 15, 16, 18	70.24				
	旧上甌村	24, 26	182.49				
	旧下甌村	25, 50, 53~55, 64, 77, 78	73.48				
	旧鹿島村	2, 5	46.60				
	さつま町		16.82				
	旧鶴田町	52, 53, 57	16.82				
	阿久根市	10~12, 21, 22, 64, 73, 76, 77, 79, 88, 117, 118	130.07				
	出水市		37.41				
	旧出水市	26, 42~44, 131, 132, 134	36.04				
	旧高尾野町	9	1.37				
	長島町		680.01				
	旧東町	8, 21, 32, 42, 48, 51, 64~67, 69~71, 76~78	415.16				
	旧長島町	1, 5, 8, 12~15, 19~22, 25, 26	264.85				
	小計		1,305.57				
	伊佐市		34.64				
	旧大口市	30, 32, 35, 39, 137	24.10				
	旧菱刈町	64, 66	10.54				
	小計		34.64				
	魚 つ き 保 安 林	計					171.72
薩摩川内市			138.18				
旧川内市		112	4.13				
旧里村		2, 3, 7~9, 14~18, 20, 26	69.95				
旧上甌村		13, 15	4.51				
旧下甌村		18, 19, 61, 74	46.45				
旧鹿島村		3, 13, 14	13.14				
出水市			2.84				
旧出水市		1	2.84				
長島町			30.70				
旧東町		12, 13, 17, 20, 28, 30, 36~39, 58	30.70				
小計			171.72				
航 行 目 標 保 安 林		計		25.30	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	薩摩川内市		25.30				
	旧里村	21	22.76				
	旧上甌村	33	2.54				
	小計		25.30				

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林区班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
保健安林	計		877.05	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		683.32				
	旧樋脇町	18	31.82				
	旧祁答院町	67~69, 71	71.80				
	旧里村	15, 20	0.20				
	旧上飯村	6, 10, 15	113.16				
	旧下飯村	17, 28, 39~41, 44	257.52				
	旧鹿島村	1~4, 12~14	208.82				
	さつま町		1.87				
	旧鶴田町	67	1.87				
	阿久根市	31, 35, 134	33.91				
	出水市		79.19				
	旧出水市	2, 160, 169, 171	79.19				
	長島町		55.50				
	旧東町	32, 42	54.63				
	旧長島町	27, 28	0.87				
	小計		853.79				
	伊佐市		23.26				
	旧大口市	83	0.57				
	旧菱刈町	21	22.69				
小計		23.26					
風致保安林	計		1.49	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		1.49				
	旧川内市	244	1.49				
	小計		1.49				
国立公園第二種特別地域	計		813.17	<p>1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。</p> <p>(1) 主伐は択伐によるものとする。</p> <p>ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。</p> <p>(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐によるものとする。</p> <p>(3) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>(4) 皆伐による場合の1伐区的面積は2ha以内とする。</p> <p>ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。</p>		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	長島町		813.17				
	旧東町	1, 2, 4, 17, 19, 20, 23~29, 37~39, 44, 45	591.44				
	旧長島町	28, 29, 31, 32, 35~41	221.73				
	小計		813.17				

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域 (林班)		伐採方法		
				方法	限度	
国立公園第三種特別地域	計		108.32	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。
	長島町		108.32			
	旧長島町	36~39	108.32			
	小計		108.32			
国定公園特別保護地区	計		213.64	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		
	薩摩川内市		213.64			
	旧下甌村	34, 38, 39	169.18			
	旧鹿島村	9, 10, 12, 13	44.46			
	小計		213.64			
国定公園第一種特別地域	計		1,004.04	1 原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 伐採率は、現在の蓄積の10%以内とする。		
	薩摩川内市		1,004.04			
	旧里村	21, 26	52.96			
	旧上甌村	1, 2, 4, 6, 10, 15, 17, 18	321.23			
	旧下甌村	3, 4, 9, 13, 15~19, 21, 22, 28, 43, 44, 52, 53, 72, 74	618.93			
	旧鹿島村	1	10.92			
小計		1,004.04				
国定公園第二種特別地域	計		1,628.14	国立公園第二種特別地域に準じる。		
	薩摩川内市		1,628.14			
	旧里村	1~3, 5~10, 20, 26	300.18			
	旧上甌村	11, 14, 15, 17~19, 22, 24, 25, 28~33, 36, 47, 48	613.84			
	旧下甌村	35, 38~43, 45, 47, 48, 70, 72, 73, 75, 78, 79, 81	346.91			
	旧鹿島村	1~15	367.21			
小計		1,628.14				
国定公園第三種特別地域	計		2,000.56	国立公園第三種特別地域に準じる。		
	薩摩川内市		2,000.56			
	旧里村	1~11, 17~20, 23, 25, 26	373.25			
	旧上甌村	1, 3, 5, 7, 20, 21, 24, 25, 28~34, 47, 48	429.12			
	旧下甌村	1~5, 8, 9, 12~15, 17~19, 21~23, 26, 28, 30, 34~43, 45~50, 53, 54, 70~79, 81, 82	1,119.43			
	旧鹿島村	4~6, 14, 15	78.76			
小計		2,000.56				
国定公園普通地域	計		9.70	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。		
	薩摩川内市		9.70			
	旧上甌村	44	0.58			
	旧下甌村	4, 14, 15	9.12			
	小計		9.70			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
県立自然公園第二種特別地域	計		118.57	国立公園第二種特別地域に準じる。			
	薩摩川内市		82.58				
	旧祁答院町	68, 69	82.58				
	阿久根市	93, 134	35.99				
	小計		118.57				
県立自然公園普通地域	計		3,306.02	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	薩摩川内市		2,153.58				
	旧川内市	243~245, 263~268, 271, 289	388.60				
	旧入来町	8~30, 63, 85	957.18				
	旧東郷町	107, 115, 117, 118	2.15				
	旧祁答院町	17~20, 67, 69~73, 78, 79	805.65				
	さつま町		822.65				
	旧宮之城町	1~7, 76	301.47				
	旧鶴田町	64~73, 78, 79, 95~98, 103	521.18				
	阿久根市	1~4, 31, 35, 47, 50, 93~97, 103, 107	149.44				
	小計		3,125.67				
	伊佐市		180.35				
	旧大口市	31~33, 35, 108, 109, 116, 117, 125, 126, 130, 146~150, 158	180.24				
	旧菱刈町	58	0.11				
	小計		180.35				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
防 砂	計		3,417.18	砂防法により知事の許可が必要である。			
	薩摩川内市		1,696.34				
	旧川内市	2~9, 11, 13, 14, 19~22, 37~39, 47, 52, 53, 65~68, 73, 76, 81, 82, 84, 88~90, 94, 141, 160, 163, 168, 170, 171, 179, 180, 188~190, 198, 199, 207, 208, 213, 214, 229, 241, 246, 248, 250, 252~254, 260, 263, 267, 269, 270, 284, 291	539.94				
	旧樋脇町	15, 16, 19, 20, 26, 29, 33, 34, 38, 44, 48~53, 55, 61, 77	121.03				
	旧入来町	1, 4~6, 8, 13, 14, 40, 41, 45, 46, 53, 54, 56, 57, 64, 65~67, 70, 73, 83	157.36				
	旧東郷町	1, 13, 20, 25, 29, 39, 41, 42, 45, 51, 55~61, 63~67, 73, 84, 85, 88~92, 95~97, 110, 111, 113	221.26				
	旧祁答院町	1, 5, 14, 16, 27, 45, 46, 49, 58, 63, 67, 69, 70, 78~80, 86, 88	78.86				
	旧里村	10, 11, 12	3.12				
	旧上甕村	3, 5~8, 16, 37~41	213.72				
	旧下甕村	6, 9, 10, 11, 20, 23~25, 28, 29, 30, 32, 34, 41, 49, 51, 53, 55, 58, 60, 62, 66, 67, 69~73, 83	346.26				
旧鹿島村	12	14.79					
指 定 地	さ つ ま 町		484.57				
	旧宮之城町	18, 19, 34, 50, 55, 58~62, 64, 65, 68~72, 74~78, 84~86, 88, 90, 91, 95, 98, 104~106, 110, 122~124, 129, 134, 145, 147, 149, 155~157, 170, 171	339.78				
	旧鶴田町	4, 5, 15, 17, 31, 33, 38, 49, 54, 58, 65	46.25				
	旧薩摩町	9, 16, 27, 29, 32, 35, 36, 43, 45~49, 54, 69, 70, 72	98.54				
	阿久根市	13~21, 60, 61, 67, 81, 111, 119, 120, 135	240.59				
	出水市		373.70				
	旧出水市	6~13, 18, 37, 38, 42	316.89				
	旧高尾野町	13, 21~23, 25~30	56.81				
	長島町		364.34				
	旧東町	1~3, 6~10, 12, 13, 17, 18, 21~23, 40, 47, 61, 63, 64, 66, 71	238.68				
旧長島町	3, 5, 6, 8, 10~15, 19, 31	125.66					
小 計		3,159.54					
伊佐市		257.64					
旧大口市	2, 3, 8, 13, 23, 25, 28, 30, 32, 35, 42, 44, 46, 47, 49~51, 58, 60, 76~78, 143, 158	135.58					
旧菱刈町	19, 30, 69~71, 76~79, 81	122.06					
小 計		257.64					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	計		226.06	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。		
	薩摩川内市		71.10			
	旧川内市	64, 65, 127, 201, 202, 232, 233	8.26			
	旧入来町	13, 30, 59, 63, 67	7.05			
	旧祁答院町	10, 27, 32, 35, 49, 55, 59, 63, 67	15.41			
	旧里村	10	0.91			
	旧上甌村	5, 7, 16, 18, 19, 28, 30, 35, 37, 42, 44~46	35.90			
	旧下甌村	28, 41, 42, 82	3.41			
	旧鹿島村	12	0.16			
	さつま町		61.35			
	旧宮之城町	14, 16, 24, 26, 33, 34, 50, 70, 85, 95, 106, 111, 112, 131, 132, 133, 148, 152, 154, 168	47.97			
	旧鶴田町	11, 57, 96	5.41			
	旧薩摩町	2, 44	7.97			
	阿久根市	2, 4, 31, 60, 67, 79, 93, 108, 109, 111, 112, 123, 125, 132	31.73			
	出水市		7.71			
	旧出水市	3, 25, 70, 180	5.32			
	旧野田町	4	1.55			
	旧高尾野町	26, 27, 30	0.84			
	長島町		36.09			
	旧東町	1, 6, 7, 20, 22, 24, 26, 27, 29, 36, 40, 41, 43, 47, 54, 62, 73	31.14			
	旧長島町	4, 16, 27, 29	4.95			
	小 計		207.98			
	伊佐市		18.08			
	旧大口市	82, 83	3.51			
	旧菱刈町	8, 37, 43, 52, 56, 80	14.57			
	小 計		18.08			

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項

特になし

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100	
		②総 数	国 有 林	民 有 林		
総 数	195,983	133,109	(130) 32,702	100,406	68	
北薩地域 振興局	薩摩川内市	68,292	47,044	(129) 4,000	43,043	69
	さつま町	30,390	21,472	(0) 5,697	15,776	71
	阿久根市	13,429	8,171	(0) 1,448	6,723	61
	出水市	32,998	21,328	8,673	12,655	65
	長島町	11,618	7,301	(0) 0	7,301	63
	小計	156,727	105,315	(130) 19,818	85,498	67
始良・伊佐 地域 振興局	伊佐市	39,256	27,793	(1) 12,885	14,909	71
	小計	39,256	27,793	(1) 12,885	14,909	71

- (注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。
 2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 国有林の()は、その他省庁所管で、内数。

資料：区域面積 平成29年鹿児島県統計年鑑(平成30年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和元年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和元年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(平成31年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
川 内	35.8	-4.4	17.2	2,457	北西
中 甕	36.3	0.7	18.7	2,546	東南東
阿久根市	37.1	-1.2	17.7	2,456	北北東
さつま柏原	36.8	-5.8	16.7	3,039	北北西
大 口	36.8	-7.0	15.9	2,835	北

資料：気象庁 気象データ (平成30年)

イ 地勢

I 計画の大綱

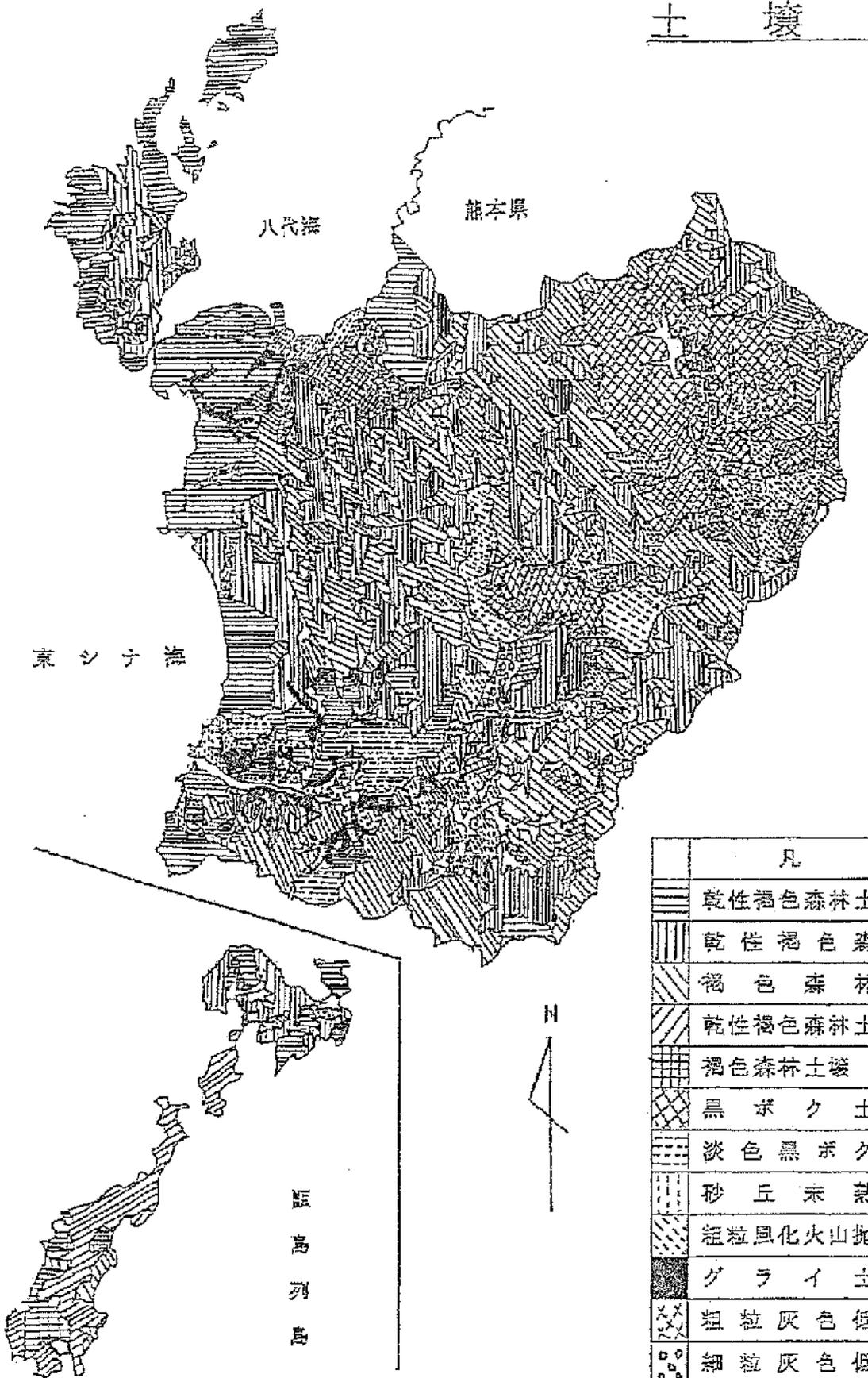
1 自然的、社会的経済的背景の位置付け

(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

ウ 地質、土壌等

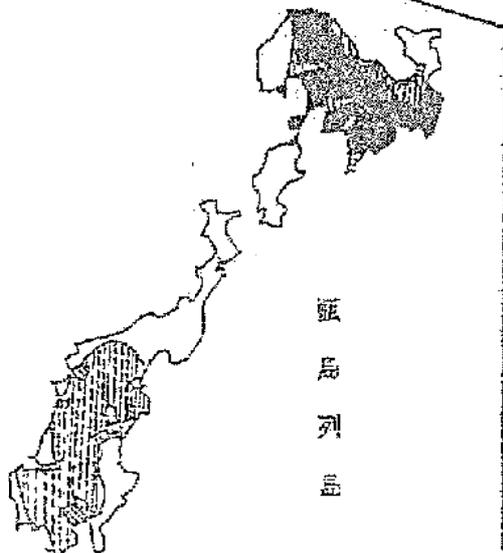
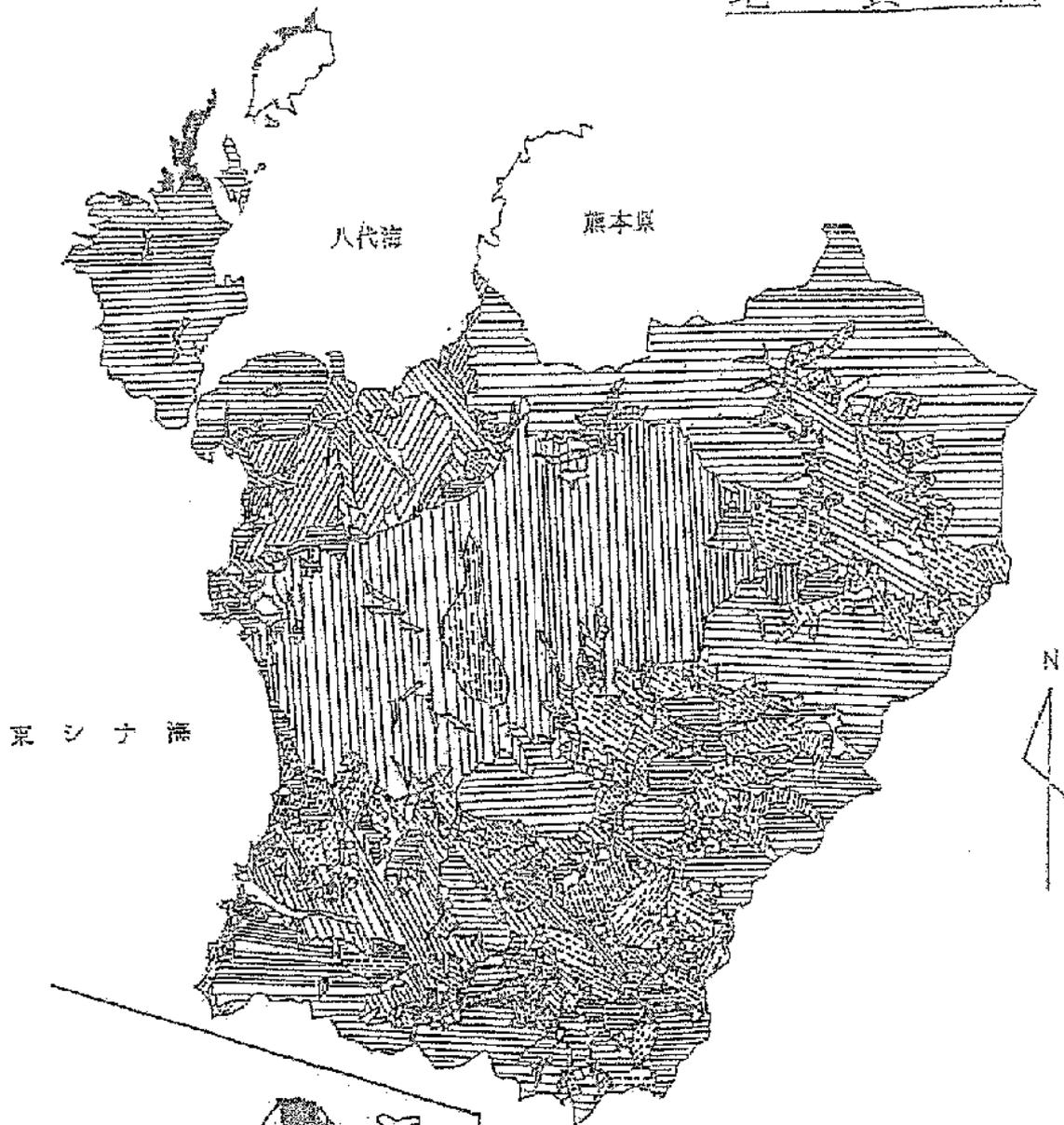
次頁に掲載

土 壤 図



凡 例	
	乾性褐色森林土壌 (赤褐色系)
	乾性褐色森林土壌
	褐色森林土壌
	乾性褐色森林土壌 (黄褐色系)
	褐色森林土壌 (黄褐色系)
	黒ボク土壌
	淡色黒ボク土壌
	砂丘未熟土壌
	粗粒風化火山抛物未熟土壌
	グライ土壌
	粗粒灰色低地土壌
	細粒灰色低地土壌
	粗粒グライ土壌
	黄色土壌
	△ 灰色低地土壌
	△△ 灰色低地土壌

地質図



凡 例	
	珪石安山岩
	第四層群
	沖積層および海浜砂層
	扇状地、奥庄堆積層
	硬結石灰岩
	砂丘砂層
	安山岩および珪石安山岩
	花崗岩、花崗綠岩および石英閃綠岩
	角閃石安山岩
	餘頁火山大隅層不流および大隅降下礫石層 (シラス)
	石英安山岩および凝灰岩
	蛇紋岩層群、雜質層群
	下層層群

(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数	195,983	133,109	13,656	9,054	4,605	49,218	6,654
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	47,044	2,568	1,933	636	18,680	2,332
	さつま町	21,472	2,462	1,678	784	6,456	803
	阿久根市	8,171	639	222	417	4,619	596
	出水市	21,328	3,135	1,798	1,338	8,535	1,505
	長島町	7,301	1,147	207	941	3,170	350
	小 計	105,315	9,951	5,838	4,116	41,461	5,586
始良 振興 局 伊佐	伊佐市	27,793	3,705	3,216	489	7,758	1,068
	小 計	27,793	3,705	3,216	489	7,758	1,068

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 森林：森林経営課
農地：2015年農林業センサス
区域面積・宅地：平成29年鹿児島県統計年鑑(平成30年12月刊行)

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	828,362	52,528	39,283	2,650	10,593	259,605	516,229	
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	378,222	9,868	6,222	775	2,871	120,146	248,208
	さつま町	86,346	7,115	6,403	580	131	31,703	47,528
	阿久根市	59,547	3,494	2,730	341	423	13,266	42,787
	出水市	165,871	11,447	10,563	394	489	46,481	107,943
	長島町	39,853	13,386	6,655	79	6,652	7,939	18,528
	小 計	729,839	45,310	32,573	2,169	10,566	219,535	464,994
始良・ 伊佐 地域 振興 局	伊佐市	98,523	7,218	6,710	481	27	40,070	51,235
	小 計	98,523	7,218	6,710	481	27	40,070	51,235

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料：平成28年度市町村民所得推計報告書(令和元年9月)

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	114,251	14,736	12,631	523	1,582	29,695	69,820	
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	47,271	2,858	2,400	111	347	13,246	31,167
	さつま町	11,465	2,044	1,931	101	12	3,251	6,170
	阿久根市	10,294	1,438	1,117	30	291	2,624	6,232
	出水市	26,431	3,797	3,540	129	128	6,432	16,202
	長島町	5,824	2,206	1,396	14	796	1,054	2,564
	小 計	101,285	12,343	10,384	385	1,574	26,607	62,335
始良・ 伊佐 地域 振興 局	伊佐市	12,966	2,393	2,247	138	8	3,088	7,485
	小 計	12,966	2,393	2,247	138	8	3,088	7,485

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料：平成28年度市町村民所得推計報告書(令和元年9月)

2 森林の現状

(1) 齢級別森林資源表

区分	総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4				
	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量		
人工林	育成樹	すぎ	21,159.39	11,462.402	190.593	316.81		53.19		1,072	138.70	21,517	1,508	211.44	43,670	2,358	
		ひのき	28,138.17	10,011.369	180.195	41.96		14.62		702	111.76	10,094	770	125.12	15,032	901	
		まつ	458.48	116.468	755						0.99	80	6	3.51	348	21	
		その他針	53.78	7,492	293	0.22					0.08	5		15.16	1,570	86	
		針計	49,809.83	21,597.731	371,836	358.99			67.81		1,774	251.53	31,696	2,284	355.24	60,620	3,366
	単層林	広	くす	21.58	2,238	67					3.78	201	19	8.14	715	41	
		くぬぎ	1,405.85	169,365	2,891	22.23		25.91	494	125	42.35	1,971	260	89.01	7,086	497	
		いじゆ	0.08	11													
		もくまお	0.98	121	2									0.08	6		
		その他広	251.43	26,102	821	3.86		30	0.85	15	3	15.33	763	103	64.80	5,100	381
	広計	1,679.92	197,837	3,781	26.09		105	26.76	509	128	61.46	2,935	382	162.03	12,907	919	
	育成単層林計	51,489.75	21,795,568	375,617	385.08		105	94.57	509	1,902	312.99	34,631	2,666	517.27	73,527	4,285	
	複層林	育成樹	すぎ	23.90	3,224	119	1.28					0.25	11	1	2.38	128	7
			ひのき	19.34	6,436	99											
			まつ	16.73	1,054	42											
			その他針	29.30	6,858	113											
			針計	40.95	4,297	162	1.28					0.25	11	1	3.76	373	19
		樹	広	くす													
			くぬぎ	1.20	65	3									0.76	45	3
いじゆ																	
もくまお																	
その他広			5.85	231	7									0.11	6		
広計	7.05	296	10									0.87	51	3			
育成複層林計	48.00	4,593	172	1.28						0.25	11	1	4.63	424	22		
人工林計	48.00	4,593	172	1.28						0.25	11	1	4.63	424	22		
人工林計	51,538.47	21,808,868	375,829	385.08		105	94.57	509	1,902	313.24	34,642	2,667	517.27	73,527	4,285		
天然林	育成樹	まつ															
		その他針															
		針計															
		広	くす														
		くぬぎ	18.32	2,053	17	0.62		1	3.08	36	9	0.39	22	2			
	単層林	いじゆ															
		もくまお															
		その他広	18.32	2,053	17	0.62		1	3.08	36	9	0.39	22	2			
		広計	18.32	2,053	17	0.62		1	3.08	36	9	0.39	22	2			
		育成単層林計	18.32	2,053	17	0.62		1	3.08	36	9	0.39	22	2			
	複層林	育成樹	まつ														
			その他針														
			針計														
			広	くす													
			くぬぎ														
		樹	いじゆ														
			もくまお														
			その他広	0.72	13	1			0.82	20	5				0.72	13	1
			広計	0.72	13	1			0.82	20	5				0.72	13	1
育成複層林計			0.72	13	1			0.82	20	5				0.72	13	1	
天然林計	175.92	24,684	59			0.82	20	5				0.72	13	1			
天然林	育成樹	まつ															
		その他針															
		針計															
		広	くす														
		くぬぎ	2.77	413													
	単層林	いじゆ															
		もくまお															
		その他広	39,244.64	5,207,926	17,033	464.60		1,384	481.43	8,756	2,185	478.55	22,212	2,904	539.95	45,889	2,796
		広計	39,259.30	5,209,747	17,056	465.73		1,389	481.43	8,756	2,185	478.55	22,212	2,904	541.93	46,067	2,806
		天然生林計	39,338.37	5,228,669	17,124	465.73		1,389	482.36	8,756	2,185	478.90	22,230	2,906	541.93	46,067	2,806
天然林計	0.72	13	1			0.72	13	1				0.72	13	1			
天然林計	39,532.61	5,255,406	17,200	466.35		1,390	486.26	8,812	2,199	479.29	22,252	2,908	541.93	46,067	2,806		
竹	7,214.38	3,128,340															
未立木地等	2,028.40																
更新困難地	83.12																
合計	48.72	4,606	173	1.28									5.35	437	23		
再掲特殊樹林	100,396.97	27,064,274	393,029	851.42		1,495	580.82	9,321	4,101	792.53	56,894	5,575	1,059.20	119,594	7,091		
つばき	0.99	50	2							0.54	32	4	0.08	6			
しゃりんばい	54.07	6,756	6														
しゃりんばい	1.53	166	3							0.37	21	2					

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

単位 面積:ha,材積:m3,竹:束,生長量:m3

年齢5			年齢6			年齢7			年齢8			年齢9			年齢10		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
313.64	80.607	3.510	455.56	145.364	5.062	844.13	313.575	9.096	1,871.19	795.441	19.849	2,718.65	1,293.131	27.130	3,359.97	1,766.041	32.879
326.78	52.456	2.349	481.72	94.795	3.372	632.08	145.926	4.651	1,236.11	331.714	8.570	3,301.06	1,002.501	22.708	6,124.28	2,066.259	39.388
2.86	379	17	1.83	289	9	2.34	427	10	2.37	481	10	15.48	3,656	60	31.04	7,723	92
20.81	2,612	123	11.67	1,779	67	0.20	33		0.76	160	3	1.18	276	4	0.47	116	2
664.09	136.054	5.999	950.78	242.227	8.510	1,478.75	459.961	13.757	3,110.43	1,127.796	28.432	6,036.36	2,299.564	49.902	9,515.76	3,840.139	72.361
1.15	119	6	0.05	6		1.11	153	1				0.05	7		1.04	143	
182.53	18.808	842	233.30	29.036	600	405.99	54,713	389	162.64	22,286	81	61.57	8,669	14	58.20	8,409	6
			0.79	101	2	0.11	14										
62.37	6,116	250	15.35	1,866	38	18.93	2,473	14	16.43	2,258	1	2.98	415	1	7.55	1,060	
246.06	25,043	1,098	249.49	31,009	640	426.14	57,353	404	179.06	24,544	82	64.61	9,091	15	66.79	9,612	6
910.14	161,097	7,097	1,200.26	273,236	9,150	1,904.89	517,314	14,161	3,289.50	1,152,340	28,514	6,100.97	2,308,655	49,917	9,582.55	3,849,751	72,367
8.52	940	40	10.33	1,659	57	0.70	145	5	0.17	52	1	1.49	235	5	2.74	1,036	19
4.50	273	13	4.07	339	12	5.77	314	10	1.22	244	6	1.55	272	6	3.83	783	14
0.33	19	1															
13.35	1,232	54	14.40	1,998	69	6.47	459	15	1.39	296	7	1.69	235	5	6.57	1,819	33
												3.04	586	12			
0.44	20																
4.05	141	6	1.61	79	1	0.08	5										
4.49	161	6	1.61	79	1	0.08	5										
17.84	1,393	60	16.01	2,077	70	6.55	464	15	1.39	296	7	1.69	235	5	6.57	1,819	33
17.84	1,393	60	16.01	2,077	70	6.55	464	15	1.39	296	7	1.69	235	5	6.57	1,819	33
910.14	161,097	7,097	1,200.26	273,236	9,150	1,904.89	517,314	14,161	3,290.89	1,152,636	28,521	6,104.01	2,309,241	49,929	9,589.12	3,851,570	72,400
			0.43	54	1	3.53	481	4	1.72	233		2.70	384		0.97	134	
			0.43	54	1	3.53	481	4	1.72	233		2.70	384		0.97	134	
			0.43	54	1	3.53	481	4	1.72	233		2.70	384		0.97	134	
0.13	12	1	4.88	625	15	16.46	2,261	19	12.20	1,627	2	8.50	1,176	2	14.80	2,123	2
0.13	12	1	4.88	625	15	16.46	2,261	19	12.20	1,627	2	8.50	1,176	2	14.80	2,123	2
0.13	12	1	4.88	625	15	16.46	2,261	19	12.20	1,627	2	8.50	1,176	2	14.80	2,123	2
0.03	3		3.21	531	14	5.07	853	25	0.91	186	4	2.00	470	6	2.67	606	9
0.03	3		3.21	531	14	5.07	853	25	0.91	186	4	2.00	470	6	2.67	606	9
0.39	45	2	0.64	84	2	2.27	308	2	2.00	286	1	0.99	143		0.55	80	
393.02	41,890	1,654	779.60	96,309	1,578	1,153.22	152,547	992	1,974.16	260,462	858	1,696.45	233,901	296	3,052.88	419,686	111
393.42	41,935	1,656	780.24	96,393	1,580	1,155.49	152,855	994	1,976.17	260,748	859	1,697.44	234,044	296	3,053.44	419,766	111
393.44	41,938	1,656	783.45	96,924	1,594	1,160.56	153,708	1,019	1,977.08	260,934	863	1,699.44	234,514	302	3,056.11	420,372	120
394	41,950	1,657	789	97,603	1,610	1,181	156,450	1,042	1,991	262,794	865	1,711	236,074	304	3,072	422,629	122
メダケ 112.05 ha 5,491 束, カンザンチク 4.38 ha 222 束																	
17.84	1,393	60	16.01	2,077	70	6.55	464	15	5,281.88	1,415,430	29,386	7,814.65	2,545,315	50,233	12,661.00	4,274,199	72,522
1,303.71	203,047	8,754	1,989.03	370,839	10,760	3,085.44	673,764	15,203	0.95	116	1	0.92	115		4.48	561	
0.99	50	2	0.27	30		3.48	404	1	0.52	63	1				0.09	12	

区分	年齢11			年齢12			年齢13			年齢14			年齢15					
	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量												
人工林	育成単層林	針葉樹	すぎ	3,057.97	1,749,285	27,656	2,548.92	1,575,764	21,163	2,821.19	1,865,922	22,796	1,389.19	970,281	10,144	382.53	282,007	2,630
		すぎ	3,057.97	1,749,285	27,656	2,548.92	1,575,764	21,163	2,821.19	1,865,922	22,796	1,389.19	970,281	10,144	382.53	282,007	2,630	
		ひのき	6,488.28	2,387,101	42,042	4,820.63	1,930,200	29,559	3,175.01	1,365,621	18,677	822.04	376,008	4,498	110.67	54,005	543	
		まつ	77.72	20,042	134	142.61	36,643	185	134.51	34,213	179	39.04	11,119	32	4.00	1,014		
		その他針	0.19	51	1	2.29	655	7				0.04	12					
	針計	9,624.16	4,156,479	69,833	7,514.45	3,543,262	50,914	6,130.70	3,265,756	41,652	2,250.31	1,357,420	14,674	497.21	337,026	3,173		
	育成単層林	広葉樹	くす						0.13	19								
		くぬぎ	44.30	6,446		45.89	6,735	2	19.42	2,858		3.62	531		1.75	260		
		いじゅ	0.07	10					0.01	1								
		もくまお																
		その他広	7.36	1,033		10.42	1,490		6.99	985		7.86	1,120		0.57	85		
	広計	51.73	7,489		56.30	8,225	2	26.55	3,863		11.47	1,651		2.32	345			
	育成単層林計	9,675.88	4,163,968	69,833	7,570.75	3,551,487	50,916	6,157.24	3,269,619	41,652	2,261.78	1,359,071	14,674	499.53	337,371	3,173		
	育成複層林	針葉樹	すぎ	10.26	3,489	53	1.13	427	5	0.99	355	5	2.32	752	9			
		すぎ	10.26	3,489	53	1.13	427	5	0.99	355	5	2.32	752	9				
ひのき		9.89	2,558	47	4.34	738	11	7.06	1,733	23				0.68	195	3		
まつ																		
その他針																		
針計	20.15	6,047	100	5.47	1,165	16	8.05	2,088	28	2.32	752	9	0.68	195	3			
育成複層林	広葉樹	くす																
	くぬぎ																	
	いじゅ																	
	もくまお																	
	その他広	0.08	6															
広計	0.08	6																
育成複層林計	20.23	6,053	100	5.47	1,165	16	8.05	2,088	28	2.32	752	9	0.68	195	3			
人工林計	9,696.11	4,170,021	69,933	7,576.22	3,552,652	50,932	6,165.29	3,271,707	41,680	2,264.10	1,359,823	14,683	500.21	337,566	3,176			
天然林	育成単層林	針葉樹	まつ															
		その他針																
		針計																
	育成単層林	広葉樹	くす															
		くぬぎ	2.67	391		1.44	208		0.05	7		0.68	97		0.04	6		
		いじゅ																
		もくまお																
		その他広																
	広計	2.67	391		1.44	208		0.05	7		0.68	97		0.04	6			
	育成単層林計	2.67	391		1.44	208		0.05	7		0.68	97		0.04	6			
	育成複層林	針葉樹	まつ															
		その他針																
		針計																
		広葉樹	くす															
		くぬぎ																
いじゅ																		
もくまお																		
その他広	45.82	6,649	7	26.59	3,777	2	13.10	1,825	4	21.00	2,957		5.56	731				
広計	45.82	6,649	7	26.59	3,777	2	13.10	1,825	4	21.00	2,957		5.56	731				
育成複層林計	45.82	6,649	7	26.59	3,777	2	13.10	1,825	4	21.00	2,957		5.56	731				
天然生林	針葉樹	まつ	5.82	1,416	3	8.35	2,096	5	3.66	869		12.41	2,916		1.70	438		
	その他針																	
	針計	5.82	1,416	3	8.35	2,096	5	3.66	869		12.41	2,916		1.70	438			
	広葉樹	くす																
	くぬぎ	0.81	119		0.07	10		0.75	110	1				0.25	37			
	いじゅ																	
	もくまお																	
	その他広	4,852.33	675,964	373	6,287.71	878,130	577	6,480.51	900,988	1,325	4,572.49	640,722		2,709.65	375,844			
広計	4,853.14	676,083	373	6,287.78	878,140	577	6,481.26	901,098	1,326	4,572.49	640,722		2,709.90	375,881				
天然生林計	4,858.97	677,499	376	6,296.13	880,236	582	6,484.91	901,967	1,326	4,584.89	643,638		2,711.61	376,319				
天然林計	4,907.45	684,539	383	6,324.16	884,221	584	6,498.06	903,799	1,330	4,606.57	646,692		2,717.21	377,056				
竹																		
未立木地等																		
更新困難地																		
合計	14,603.57	4,854,560	70,316	13,900.38	4,436,873	51,516	12,663.36	4,175,506	43,010	6,870.67	2,006,515	14,683	3,217.41	714,622	3,176			
再掲特殊樹林	つばき	8.26	1,035		3.47	440		12.69	1,608		3.86	489		1.65	211			
	しゃりんばい	0.19	24		0.11	14					0.02	3						

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。
資料：森林経営課

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	100,397	91,071	49,938	41,134	51,538	49,858	1,680	51,490	49,810	1,680	49	49	0
	材 積	27,064	27,064	21,630	5,434	21,809	21,611	198	21,796	21,598	198	13	13	0
	成長量	393	393	372	21	376	372	4	376	372	4	0	0	0
普通林	面 積	74,924	66,961	34,740	32,221	35,878	34,691	1,187	35,841	34,654	1,187	37	37	0
	材 積	19,622	19,622	15,362	4,260	15,492	15,351	141	15,482	15,341	141	10	10	0
	成長量	277	277	260	17	263	260	3	263	260	3	0	0	-
制限林	面 積	25,473	24,110	15,197	8,913	15,660	15,167	493	15,649	15,156	493	12	12	-
	材 積	7,442	7,442	6,268	1,174	6,317	6,260	57	6,314	6,257	57	4	4	-
	成長量	116	116	112	4	113	112	1	113	112	1	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
39,533	79	39,454	18	0	18	176	0	176	39,338	79	39,259	7,214	2,028	1,067	962	83
5,255	19	5,236	2	0	2	25	0	25	5,229	19	5,210	3,128	-	-	-	-
17	0	17	0	0	0	0	0	0	17	0	17	-	-	-	-	-
31,083	49	31,034	16	-	16	124	-	124	30,942	49	30,893	6,296	1,611	890	721	56
4,130	11	4,119	2	-	2	18	-	18	4,111	11	4,100	2,736	-	-	-	-
14	0	14	0	-	0	0	-	0	14	0	14	-	-	-	-	-
8,450	30	8,420	2	-	2	52	-	52	8,396	30	8,366	918	417	177	241	27
1,125	8	1,117	0	-	0	7	-	7	1,118	8	1,110	393	-	-	-	-
3	0	3	0	-	-	0	-	0	3	0	3	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区分	面積	材積	立 木 地												
			総 数	総 数			人 工 林								
				総 数	針	広	総 数			育成単層林			育成複層林		
							総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面積	材積	100,397	91,071	49,938	41,134	51,538	49,858	1,680	51,490	49,810	1,680	49	49	0
	材積	27,064	27,064	21,630	5,434	21,809	21,611	198	21,796	21,598	198	13	13	0	
	面積	43,037	39,880	17,861	22,019	18,453	17,808	645	18,418	17,772	645	36	36	-	
北 薩 地 域	薩摩川内市	面積	11,134	11,134	8,230	2,904	8,299	8,219	80	8,289	8,208	80	10	10	-
		材積	15,419	14,341	7,421	6,920	7,746	7,416	330	7,733	7,403	330	13	13	-
	旧川内市	面積	4,354	4,354	3,402	952	3,443	3,401	41	3,439	3,398	41	3	3	-
		材積	3,637	3,356	1,856	1,500	1,962	1,856	106	1,961	1,855	106	1	1	-
	旧樋脇町	面積	1,106	1,106	893	213	907	893	13	907	893	13	0	0	-
		材積	3,924	3,406	1,862	1,543	1,921	1,862	58	1,921	1,862	58	0	0	-
	旧入来町	面積	1,066	1,066	848	217	855	848	7	855	848	7	0	0	-
		材積	5,703	5,207	3,342	1,865	3,402	3,342	60	3,386	3,326	60	16	16	-
	旧東郷町	面積	1,798	1,798	1,543	256	1,550	1,543	7	1,545	1,538	7	5	5	-
		材積	4,736	4,255	2,872	1,383	2,940	2,872	68	2,933	2,865	68	6	6	-
	旧祁答院町	面積	1,488	1,488	1,308	180	1,316	1,308	8	1,314	1,306	8	2	2	-
		材積	1,226	1,179	115	1,064	106	106	0	106	106	0	0	0	-
	旧里村	面積	188	188	55	133	53	53	0	53	53	0	0	0	-
		材積	3,016	2,865	110	2,754	117	109	7	117	109	7	0	0	-
旧上甕村	面積	362	362	38	324	39	38	1	39	38	1	0	0	-	
	材積	4,781	4,687	256	4,430	231	219	13	231	219	13	0	0	-	
旧下甕村	面積	694	694	136	558	128	127	2	128	127	2	0	0	-	
	材積	594	586	27	559	30	26	4	30	26	4	0	0	-	
旧鹿島村	面積	77	77	7	71	7	7	0	7	7	0	0	0	-	
	材積	15,776	12,962	7,533	5,429	7,853	7,525	328	7,853	7,525	328	0	0	0	
北 薩 地 域	さつま町	面積	4,114	4,114	3,363	751	3,403	3,361	42	3,403	3,361	42	0	0	-
		材積	7,843	6,512	4,085	2,427	4,271	4,077	194	4,271	4,077	194	0	0	-
	旧宮之城町	面積	2,215	2,215	1,874	342	1,897	1,872	25	1,897	1,872	25	0	0	-
		材積	3,958	3,370	1,882	1,488	1,940	1,882	57	1,940	1,882	57	0	0	-
	旧鶴田町	面積	1,029	1,029	824	204	832	824	8	832	824	8	0	0	-
		材積	3,975	3,080	1,566	1,514	1,643	1,566	76	1,643	1,566	76	0	0	-
	旧薩摩町	面積	870	870	665	205	675	665	9	675	665	9	0	0	-
		材積	6,723	5,686	3,303	2,383	3,391	3,285	106	3,391	3,285	106	0	0	-
	阿久根市	面積	1,704	1,704	1,374	330	1,380	1,368	11	1,380	1,368	11	0	0	-
		材積	12,652	11,589	8,098	3,491	8,339	8,098	241	8,331	8,090	241	8	8	0
	出水市	面積	3,988	3,988	3,511	477	3,539	3,511	28	3,538	3,510	28	2	2	0
		材積	9,458	8,747	6,054	2,694	6,189	6,053	136	6,185	6,050	135	4	4	0
	旧出水市	面積	3,052	3,052	2,681	371	2,697	2,681	16	2,696	2,680	16	1	1	0
		材積	1,095	930	650	280	678	650	29	678	650	29	0	0	-
旧野田町	面積	305	305	268	37	271	268	3	271	268	3	0	0	-	
	材積	2,099	1,911	1,395	517	1,471	1,395	76	1,467	1,390	76	4	4	-	
旧高尾野町	面積	631	631	562	69	571	562	9	570	561	9	1	1	-	
	材積	7,301	6,861	2,944	3,917	3,081	2,944	137	3,081	2,944	137	0	0	-	
北 薩 地 域	長島町	面積	1,786	1,786	1,305	481	1,319	1,305	13	1,319	1,305	13	0	0	-
		材積	4,555	4,316	1,883	2,433	1,955	1,883	72	1,955	1,883	72	0	0	-
	旧東町	面積	1,114	1,114	816	298	822	816	7	822	816	7	0	0	-
		材積	2,746	2,545	1,061	1,484	1,126	1,061	64	1,126	1,061	64	0	0	-
	旧長島町	面積	672	672	490	183	496	490	7	496	490	7	0	0	-
		材積	14,909	14,093	10,198	3,895	10,422	10,198	224	10,416	10,192	224	5	5	-
	伊佐市	面積	4,338	4,338	3,846	492	3,870	3,846	23	3,868	3,845	23	2	2	-
		材積	10,611	9,950	7,010	2,940	7,159	7,010	149	7,154	7,005	149	5	5	-
	旧大口市	面積	2,989	2,989	2,619	369	2,635	2,619	16	2,633	2,618	16	2	2	-
		材積	4,298	4,143	3,188	955	3,262	3,188	75	3,262	3,188	75	0	0	-
	旧菱刈町	面積	1,349	1,349	1,227	122	1,235	1,227	8	1,235	1,227	8	0	0	-
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	霧島市	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
旧国分市	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧溝辺町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧横川町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧牧園町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧霧島町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧隼人町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧福山町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
始良市	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧加治木町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧始良町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧蒲生町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
湧水町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧栗野町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
旧吉松町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	100,397	91,071	49,938	41,134	51,538	49,858	1,680	51,490	49,810	1,680	49	49	0
	材 積	27,064	27,064	21,630	5,434	21,809	21,611	198	21,796	21,598	198	13	13	0
県 有 林	面 積	1,408	1,383	1,152	230	1,176	1,151	26	1,173	1,147	26	3	3	-
	材 積	529	529	497	32	500	497	3	499	496	3	1	1	-
市 町 村 有 林	面 積	14,756	14,262	7,081	7,181	7,346	7,020	326	7,330	7,004	326	16	16	-
	材 積	3,801	3,801	2,900	901	2,921	2,885	36	2,917	2,881	36	4	4	-
私 有 林	面 積	84,233	75,427	41,704	33,722	43,017	41,688	1,328	42,987	41,658	1,328	30	30	0
	材 積	22,735	22,735	18,233	4,502	18,388	18,229	158	18,379	18,221	158	8	8	0

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	要人 工植 栽地	更新 困難 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
39,533	79	39,454	18	0	18	176	0	176	39,338	79	39,259	7,214	2,112	2,028	83
5,255	19	5,236	2	0	2	25	0	25	5,229	19	5,210	3,128	-	-	-
207	2	205	0	-	-	0	-	0	207	2	205	16	9	7	2
29	1	28	0	-	-	0	-	0	29	1	28	7	-	-	-
6,916	61	6,855	0	-	0	44	-	44	6,871	61	6,810	195	299	243	56
880	15	865	0	-	0	6	-	6	874	15	859	68	-	-	-
32,410	16	32,394	18	-	18	132	-	132	32,260	16	32,244	7,003	1,803	1,778	26
4,347	3	4,344	2	-	2	19	-	19	4,326	3	4,322	3,053	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	保 安 林									保 安 施 設	砂 防 指 定 地	国 立					
				飛砂防備保安林	防風保安林	湖害防備保安林	干害防備保安林	落石防止保安林	魚つき保安林	航行保安林	保健保安林	風致保安林			計			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域
総 数	15,040.49	(139.55) 1,002.56	(18.23) 643.59	114.79	45.77	(1.41) 60.20	1,340.21			(1.30) 170.42	25.30	(313.17) 563.88	1.49	(473.66) 19,008.70	(697.10) 2,720.08			(31.54) 781.63		
北 薩 地 域	薩摩川内市	4,341.32	(68.04) 450.44	(10.05) 201.57	114.79	11.45	26.40	441.26		(1.30) 136.88	25.30	(131.08) 552.24	1.49	(211.88) 6,303.14	(244.28) 1,452.06					
	旧川内市	1,322.58	(67.38) 44.01	(0.66) 62.09	114.79	0.76	13.92	62.28		(1.30) 2.83			1.49	(70.09) 1,624.75	(66.66) 473.28					
	旧樋脇町	776.53	38.28	22.94		0.91						(31.82)		(32.48) 838.66	(55.50) 65.53					
	旧入来町	208.19	33.01	23.89		7.92								273.01	(7.86) 149.50					
	旧東郷町	1,167.29	37.84	35.94			6.17							1,247.24	(0.90) 201.03					
	旧祁答院町	836.93	8.35	(3.19) 25.32								(58.19) 13.61		(61.38) 884.21	(14.43) 64.43					
	旧里村		97.73	8.99			0.80	70.24	69.95	22.76	0.20			270.67	(2.00) 50.82					
	旧上飯村		14.89	3.60			11.68	182.49	4.51	2.54	111.16			330.87	(5.96) 162.90					
	旧下飯村	29.80	176.33	(5.96) 16.68		0.23		73.48	46.45		257.52			600.49	(39.07) 318.14					
	旧鹿島村			2.12		1.63		46.60	13.14		(39.07) 169.75			233.24	(0.66) 14.13					
	さつま町	3,744.12	(0.49) 32.91	111.94				16.82						(2.36) 3,905.79	(181.10) 303.47					
	旧宮之城町	2,015.90	11.10	42.68										2,069.68	(128.88) 210.90					
	旧鶴田町	1,082.82	(0.49) 7.09	21.85				16.82						1,128.58	(2.36) 39.22					
	旧薩摩町	645.40	14.72	47.41										707.53	(45.19) 53.35					
阿久根市	516.79	(1.20) 82.84	(2.64) 44.93		7.48	32.14	130.07				(33.56) 0.35		(37.40) 814.60	(56.72) 183.87						
出水市	2,974.63	(68.56) 246.12	(3.62) 73.61		26.84		37.41	2.84			(78.98) 0.21		(151.16) 3,361.66	(44.55) 329.15						
旧出水市	2,685.90	(43.56) 227.30	(3.62) 62.03		26.02		36.04	2.84			(78.98) 0.21		(126.16) 3,040.34	(44.26) 272.63						
旧野田町	35.36	(25.00) 8.98	7.20										51.54	(25.00) 51.54						
旧高尾野町	253.37	9.84	4.38		0.82		1.37						269.78	(0.29) 56.52						
長島町		108.03	43.68			1.66	680.01	30.70			(55.50)		(55.50) 864.08	(113.91) 250.43			(31.54) 781.63			
旧東町		104.45	33.23			0.79	415.16	30.70			(54.63)		(54.63) 584.33	(43.98) 194.70			(31.15) 560.29			
旧長島町		3.58	10.45			0.87	264.85				(0.87)		(0.87) 279.75	(69.93) 55.73			(0.39) 221.34			
小 計	11,576.86	(138.29) 920.34	(16.31) 475.73	114.79	45.77	(1.41) 60.20	1,305.57	170.42	25.30	(1.30) 552.80	1.49	(300.99) 15,249.27	(458.30) 2,518.98	(640.56) 2,518.98			(31.54) 781.63			
始 興・伊 局 地 域 振	伊佐市	3,463.63	(1.26) 82.22	(1.92) 167.86			34.64				(12.18) 11.08		(15.36) 3,759.43	(56.54) 201.10						
	旧大口市	2,970.66	(1.02) 50.05	(1.92) 92.13			24.10				(0.57)		(1.59) 3,136.94	(51.99) 83.59						
	旧菱刈町	492.97	(0.24) 32.17	(1.92) 75.73				10.54			(11.61) 11.08		(13.77) 622.49	(4.55) 117.51						
	小 計	3,463.63	(1.26) 82.22	(1.92) 167.86			34.64				11.08		(15.36) 3,759.43	(56.54) 201.10						

(注)表中の()書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料: 森林経営課

自 然 公 園														自然環境保全地域	保鳥獣保護区に よる特別 区	都市計画法による 風致	文化財保護法による 史跡名勝天然記念物 等	急傾斜地崩壊危険区域	合計
公 園								県 立 自 然 公 園											
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計						
108.32		(31.54) 889.95	(144.66) 68.98	(406.28) 597.76	(523.45) 1,104.69	(358.81) 1,641.75	9.70	(1,433.20) 3,422.88	(101.45) 17.12			(932.19) 2,373.83	(1,033.64) 2,390.95					(36.44) 189.62	(3,705.58) 28,622.18
			(144.66) 68.98	(406.28) 597.76	(523.45) 1,104.69	(358.81) 1,641.75	9.70	(1,433.20) 3,422.88	(71.30) 11.28			(458.78) 1,694.80	(530.08) 1,706.08					(12.21) 58.89	(2,431.65) 12,943.05
												(119.76) 268.84	(119.76) 268.84						(256.51) 2,375.13
																			(87.98) 904.19
												(93.21) 863.97	(93.21) 863.97						(3.03) 1,290.50
																			(21.13) 1,450.42
									(71.30) 11.28			(245.81) 559.84	(317.11) 571.12						(395.00) 1,533.09
				(30.42) 22.54	(112.63) 187.55	(74.70) 298.55		(217.75) 508.64											(217.75) 783.34
				(113.16) 208.07	(126.19) 487.65	(115.96) 313.16	0.58	(355.31) 1,009.46											(4.65) 31.25
			(139.55) 29.63	(251.78) 367.15	(79.10) 267.81	(155.29) 964.14	9.12	(625.72) 1,637.85											(2.45) 0.96
			(5.11) 39.35	(10.92) 161.68	(205.53) 161.68	(12.86) 65.90		(234.42) 266.93											(274.15) 514.46
												(433.33) 389.32	(433.33) 389.32						(5.25) 56.10
												(45.32) 256.15	(45.32) 256.15						(4.92) 43.05
												(388.01) 133.17	(388.01) 133.17						(397.40) 1,306.38
																			5.41 0.33
																			7.64 768.52
									(30.15) 5.84			(12.46) 136.98	(42.61) 142.82						(8.14) 23.59
																			(195.71) 3,698.52
																			(170.42) 3,318.29
																			(25.00) 53.09
																			(0.29) 327.14
108.32		(31.54) 889.95																	(6.96) 29.13
		(31.15) 560.29																	(4.29) 26.85
108.32		(0.39) 329.66																	(2.67) 667.42
108.32		(31.54) 889.95	(144.66) 68.98	(406.28) 597.76	(523.45) 1,104.69	(358.81) 1,641.75	9.70	(1,433.20) 3,422.88	(101.45) 17.12			(904.57) 2,221.10	(1,006.02) 2,238.22						(32.56) 175.42
												(27.62) 152.73	(27.62) 152.73						(3.88) 14.20
												(27.62) 152.62	(27.62) 152.62						(0.52) 2.99
																			(3.36) 11.21
												0.11 (27.62)	0.11 (27.62)						(3.88) 14.20
												152.73 152.73	152.73 152.73						(103.40) 4,127.46

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
	総数	11,469	10,018	135	7	173	
人工林	11,469	10,018	116	7	169	28	21,809
天然林	-	-	19	-	3	5,233	5,255

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

単位：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								
計								

資料：森づくり推進課

(8) 荒廃地等の面積

単位:ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		1,592	3,973
北薩 地域 振興局	薩摩川内市	560	1,483
	さつま町	346	836
	阿久根市	91	227
	出水市	73	318
	長島町	81	237
	小 計	1,151	3,100
始良・伊佐 地域 振興局	伊佐市	441	874
	小 計	441	874

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料: 森づくり推進課 山地災害危険地区調査結果(平成30年度末)

(9) 森林の被害

単位 面積：ha, 材積：m³

種 類	火		災		災		気 象		災		松 く い 虫			イ ノ シ シ			シ カ			
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度		
年 度	件数	面積	材積	材積	材積	面積	面積	面積	面積	面積										
総 数	10	0.70	12	0.72	7	0.97	-	-	4	4.94	-	99	35	10	12.82	12.85	8.40	70.07	64.18	67.63
薩摩川内市	2	0.01	6	0.26	4	0.48	-	-	1	1.51	-	87	30	9	2.35	2.65	0.47	1.46	2.05	0.36
さつま町	3	0.30	3	0.14	1	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	2.41	2.29	0.17	7.50	5.42	9.69
阿久根市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	1	5.00	5.00	5.00	11.00	11.00	11.00
出水市	4	0.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.06	2.91	2.76	29.30	28.71	27.28
長島町	-	-	1	0.01	1	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	9	0.65	10	0.41	6	0.50	-	-	1	1.51	-	99	35	10	12.82	12.85	8.40	49.26	47.18	48.33
伊佐市	1	0.05	2	0.31	1	0.47	-	-	3	3.43	-	-	-	-	-	-	-	20.81	17.00	19.30
小 計	1	0.05	2	0.31	1	0.47	-	-	3	3.43	-	-	-	-	-	-	-	20.81	17.00	19.30

(注)面積は、実指面積である。
資料：森づくり推進課 森林被害報告年報

(10) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位:戸

区 分		総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数		6,766	5,058	1,087	410	197	14
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	2,275	1,738	352	119	63	3
	さつま町	1,276	950	209	82	34	1
	阿久根市	402	323	52	22	4	1
	出水市	760	560	114	50	30	6
	長島町	503	370	92	23	18	-
	小 計	5,216	3,941	819	296	149	11
給良・伊佐地 振興局	伊佐市	1,550	1,117	268	114	48	3
	小 計	1,550	1,117	268	114	48	3

資料:2010年世界農林業センサス(平成24年2月)

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
総 数	95	16,215	91	4,526	95	11,689		
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	32	5,950	32	2,104	32	3,846	
	さつま町	20	1,472	20	489	20	983	
	阿久根市	7	1,307	6	646	7	661	
	出水市	16	2,837	14	440	16	2,397	
	長島町	4	367	4	58	4	309	
	小 計	79	11,933	76	3,737	79	8,196	
給良・伊佐地 振興局	伊佐市	16	4,282	15	789	16	3,493	
	小 計	16	4,282	15	789	16	3,493	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

資料:森林経営課(平成30度末現在)

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

市 町 村 別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	-	-	-	-	
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	-	-	-	-
	さつま町	-	-	-	-
	阿久根市	-	-	-	-
	出水市	-	-	-	-
	長島町	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-
給良・伊佐地 振興局	伊佐市	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(平成30度末現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		2	13,507	37	360,066	56,721
北 薩 地 域 振 興 局	薩 摩 川 内 市	北 薩	10,556	26	284,547	50,602
	さ つ ま 町					
	阿 久 根 市					
	出 水 市					
	長 島 町					
小 計	1	10,556	26	284,547	50,602	
地 始 域 振 興 局 ・ 伊 佐	伊 佐 市	伊 佐	2,951	11	75,519	6,119
	小 計	1	2,951	11	75,519	6,119

資料:平成29事業年度森林組合の概況(平成31年2月), 環境林務課

(イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	役職員数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		10	1,099	76	63,110	687
北 薩 地 域 振 興 局	薩 摩 川 内 市	宮 里 町	154	9	4,928	173
		中 村 町 中 央	9	4	220	16
		田 海	287	13	3,444	93
		入 来 町 市 野 々	22	5	4,914	87
		黒 木	185	10	7,240	63
	小 計	5	657	41	20,746	432
	さ つ ま 町	二 渡	96	8	3,651	70
		上 平 川	49	8	2,650	27
		浅 井 野	54	8	12,524	27
	小 計	3	199	24	18,825	124
阿久根市	鶴 川 内 里	190	7	15,960	131	
小 計	1	190	7	15,960	131	
計	9	1,046	72	55,531	687	
地 始 域 振 興 局 ・ 伊 佐	伊 佐 市	大 口 市 木 ノ 氏	53	4	7,579	-
	小 計	1	53	4	7,579	-

資料:平成29事業年度森林組合の概況(平成31年2月), 環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販		売		林		産		加		工		購		買		森		林		整		備		
		m ³	m ³	ハルブ材	その他	m ³	千本	山行苗木	Kg	肥料	ha	新植	ha	保育	ha	ha										
総数	2	87,709	4,216	10,345	18,665	478	-	151	10,425	47	217															
北薩地域振興局																										
薩摩川内市																										
さつま町																										
阿久根市	北薩	87,571	2,540	9,653	10,328	478	-	51	9,645	18	171															
出水市																										
長島町																										
小計	1	87,571	2,540	9,653	10,328	478	-	51	9,645	18	171															
伊佐市	伊佐	138	1,676	692	8,337	-	-	100	780	29	46															
小計	1	138	1,676	692	8,337	-	-	100	780	29	46															

資料：平成29事業年度森林組合の概況(平成31年2月), 環境林務課

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区 分	素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考	
			製材業	プレカット加工	集成材加工		
総 数	49	1	36	2	-		
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	11	-	10	1	-	
	さつま町	17	1	6	1	-	
	阿久根市	1	-	3	-	-	
	出水市	4	-	9	-	-	
	長島町	3	-	1	-	-	
	小 計	36	1	29	2	-	
地 域 良 振 興 局 伊 佐	伊佐市	13	-	7	-	-	
	小 計	13	-	7	-	-	

(注)製材業にはチップ工場も含む

資料:森林経営課(平成29年度末),かごしま材振興課(平成30年度末)

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区 分	組 合 名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計		
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	
総 数	2	-	-	3	229	2	358	35	9,340	40	9,927	
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	北薩	-	-	3	229	2	358	22	5,750	27	6,337
	さつま町											
	阿久根市											
	出水市											
	長島町											
小 計	1	-	-	3	229	2	358	22	5,750	27	6,337	
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	伊佐	-	-	-	-	-	-	13	3,590	13	3,590
	小 計	1	-	-	-	-	-	-	13	3,590	13	3,590

資料:平成29事業年度森林組合の概況(平成31年2月),環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

市 町 村 別	組 合 名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数	2	5	-	11	-	5	-	8	-	11	-	40	-	
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	北薩	2	-	9	-	4	-	6	-	6	-	27	-
	さつま町													
	阿久根市													
	出水市													
	長島町													
小 計	1	2	-	9	-	4	-	6	-	6	-	27	-	
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	伊佐	3	-	2	-	1	-	2	-	5	-	13	-
	小 計	1	3	-	2	-	1	-	2	-	5	-	13	-

資料:平成29事業年度森林組合の概況(平成31年2月),環境林務課

ウ 市町村別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体

区 分	総 数	生 産 量 規 模 別				
		500m ³ 未満	500～ 2,000m ³	2,000～ 5,000m ³	5,000m ³ 以上	
総 数	49	19	8	7	15	
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	11	2	3	4	2
	さつま町	17	8	4	-	5
	阿久根市	1	-	-	-	1
	出水市	4	1	-	1	2
	長島町	3	-	1	1	1
	小 計	36	11	8	6	11
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊佐市	13	8	-	1	4
	小 計	13	8	-	1	4

資料:森林経営課(平成29年度末)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名		適 用	数 量	備 考
索 道	索 道 重 量 式		5	
	索 道 動 力 式		9	
集 材 機	小 型 集 材 機	動力10PS未満	8	
	大 型 集 材 機	動力10PS以上	12	
モ ノ ケ ー ブ ル		ジグザグ集材施設	1	
リ モ コ ン ウ ィ ン チ		リモコン, ラジコンによる可搬式木寄せ機	10	
自 走 式 搬 器			5	
モ ノ レ ー ル		懸垂式含む	-	
運 材 車	動力20PS未満のもの		15	
	動力20PS以上のもの		17	
ホ イ ー ル タ イ プ ° ト ラ ク タ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	3	
ク ロ ー ラ タ イ プ ° ト ラ ク タ		上記でクローラタイプのもの	3	
育 林 用 ト ラ ク タ		主として地拵え等の育林作業用	1	
フ ォ ー ク リ フ ト			18	
フ ォ ー ク ロ ー ダ			5	
クレーン	運 材 機 能 な し	トラッククレーン, ホイルクレーン等	2	
	運 材 機 能 あ り	クレーン付きトラック	21	
グラップル	運 材 機 能 な し	グラップルローダ作業車	44	
	運 材 機 能 あ り	グラップルローダ付きトラック	15	
ト ラ ク タ シ ョ ベ ル		搬出, 育林用等に係る土工用	3	
シ ョ ベ ル 系 掘 削 機 械		搬出, 育林用等に係る土工用	48	
チ ェ ー ン ソ ー			381	
チ ェ ー ン ソ ー リ モ コ ン 装 置		リモコンチェーンソー架台	5	
刈 払 機		携帯式刈払機	253	
植 穴 堀 機			2	
動 力 枝 打 機	自動木登り式		1	
	背負い式等の上記以外のもの		2	
苗 畑 用 ト ラ ク タ			2	
樹 木 粉 砕 機		伐倒木, 伐根, 枝条等を粉碎する機械	3	
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ		立木を伐倒, 集積する自走式機械	-	
ス キ ッ ダ		索引式集材専用のトラクタ	11	
プ ロ セ ッ サ		枝払い・玉切りする自走式機械	30	
ハ ー ベ ス タ		伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	18	
フ ォ ワ ー ダ		積載式集材専用車両	47	
タ ワ ー ヤ ー ダ		元柱を具備した自走式機械	1	
ス イ ン グ ヤ ー ダ		簡易索張方式に対応し, かつ旋回可能なブーム	16	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能	43	
グ ラ ッ プ ル ソ ー		巻立・玉切り自走式機械	11	

資料: 森林技術総合センター(平成30年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況
市町別作業道及び作業路線延長

単位:m

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
総 数		54,124	101,375	73,751	101,137	86,779
北 薩 地 域 振 興 局	薩 摩 川 内 市	36,688	58,243	43,619	45,290	46,844
	さ つ ま 町	15,014	23,122	9,484	8,922	13,199
	阿 久 根 市	-	824	-	4,790	1,630
	出 水 市	1,642	6,867	1,609	13,857	5,430
	長 島 町	100	1,780	1,800	1,550	755
	小 計	53,444	90,836	56,512	74,409	67,858
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊 佐 市	680	10,539	17,239	26,728	18,921
	小 計	680	10,539	17,239	26,728	18,921

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料: 森林経営課, かごしま材振興課, 森づくり推進課

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
45	-	123	183	351

(注)1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。

2 その他には道路敷，採石用地，ダム敷等を含む。

3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
-	2	3,412	3,414

(注)1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。

2 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m³

区分		1 分期 5 年		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数		1,948	2,235	2,311	2,251	2,204	2,194	2,203	2,218	
		針葉樹		1,752	1,969	2,011	1,946	1,899	1,889	1,898	1,913	
		広葉樹		196	266	300	305	305	305	305	305	
	主 伐	総 数		1,374	1,861	2,106	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
		針葉樹		1,178	1,595	1,806	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835
		広葉樹		196	266	300	305	305	305	305	305	305
	間 伐	総 数		574	374	205	111	64	54	63	78	78
		針葉樹		574	374	205	111	64	54	63	78	78
		広葉樹		-	-	-	-	-	-	-	-	-
造林 面積	総 数		3,306	4,467	5,083	5,079	5,056	5,045	5,042	5,042	5,042	
	人工造林		1,190	1,642	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	
	天然更新		2,116	2,825	3,298	3,294	3,271	3,260	3,257	3,257	3,257	
林道開設延長												

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第Ⅰ	総数	91,071	1,432	1,852	3,293	8,367		
		人工林	総数	51,538	480	831	2,110	5,196
			育成単層林	51,490	480	830	2,110	5,194
			育成複層林	49		0		1
	分期	天然林	総数	39,533	953	1,021	1,182	3,172
			育成単層林	18	4	0	0	5
			育成複層林	176	1		5	29
			天然生林	39,338	948	1,021	1,177	3,138
	第Ⅱ	総数	90,989	4,765	1,371	2,298	4,842	
			人工林	総数	51,400	2,959	406	1,376
育成単層林				51,245	2,939	406	1,375	2,932
育成複層林				155	20	0	2	7
分期		天然林	総数	39,589	1,807	966	922	1,903
			育成単層林	81	64	3		4
			育成複層林	271		3	6	36
			天然生林	39,237	1,743	959	916	1,863
第Ⅲ		総数	90,990	9,369	1,431	1,780	2,940	
			人工林	総数	51,324	6,209	478	784
	育成単層林			51,064	6,163	478	783	1,844
	育成複層林			260	46		1	7
	分期	天然林	総数	39,666	3,160	953	995	1,088
			育成単層林	167	148	4	0	0
			育成複層林	398		5	12	30
			天然生林	39,101	3,011	944	983	1,057
	第Ⅳ	総数	91,023	11,699	4,764	1,309	1,992	
			人工林	総数	51,271	7,828	2,957	370
育成単層林				50,936	7,771	2,937	370	1,158
育成複層林				335	57	20	1	5
分期		天然林	総数	39,752	3,871	1,807	939	830
			育成単層林	263	182	64	3	
			育成複層林	522		6	25	29
			天然生林	38,967	3,689	1,737	911	801
第Ⅴ		総数	91,073	12,625	9,368	1,386	1,524	
			人工林	総数	51,233	8,488	6,209	462
	育成単層林			50,840	8,427	6,162	462	636
	育成複層林			393	61	46	0	2
	分期	天然林	総数	39,840	4,138	3,160	924	886
			育成単層林	361	194	148	4	0
			育成複層林	641		8	33	37
			天然生林	38,838	3,943	3,003	888	848

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

単位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
20,476	28,504	19,534	5,350	1,613	488	162	27,064
15,693	17,272	8,429	872	364	222	70	21,809
15,684	17,247	8,419	871	364	222	70	21,796
10	26	10	1		1		13
4,783	11,232	11,105	4,479	1,249	266	93	5,255
4	4	1	0				2
23	72	34	6	5		1	25
4,756	11,155	11,070	4,472	1,244	266	92	5,229
12,452	25,979	25,384	9,677	3,044	871	306	27,797
8,876	18,272	13,002	2,604	555	272	139	22,328
8,849	18,223	12,969	2,591	553	271	139	22,246
28	50	33	12	2	1	0	82
3,575	7,707	12,383	7,073	2,489	599	166	5,469
4	4	1	1				2
42	112	40	27	5		1	39
3,528	7,592	12,341	7,046	2,484	599	166	5,427
7,429	18,120	25,480	17,532	4,866	1,463	581	27,437
4,509	13,719	15,145	7,318	748	313	250	22,123
4,483	13,657	15,080	7,274	742	311	249	21,986
26	62	65	43	6	2	1	137
2,920	4,401	10,335	10,214	4,119	1,149	332	5,314
5	4	4	1	0			3
77	127	101	34	6	5	1	57
2,838	4,271	10,230	10,179	4,112	1,144	331	5,253
4,172	10,580	22,295	22,003	8,491	2,693	1,025	26,703
2,455	7,359	15,353	10,868	2,130	454	335	21,555
2,440	7,304	15,264	10,803	2,107	450	333	21,378
15	55	88	65	23	4	2	178
1,717	3,221	6,942	11,135	6,362	2,239	690	5,148
4	4	4	1	1			6
99	138	153	40	27	5	1	75
1,614	3,079	6,786	11,094	6,334	2,234	689	5,066
2,483	6,202	15,031	21,536	14,918	4,239	1,759	25,841
1,512	3,598	11,107	12,349	5,847	582	441	20,825
1,502	3,562	11,024	12,265	5,789	574	437	20,616
10	35	83	84	58	8	4	209
971	2,604	3,924	9,187	9,072	3,657	1,318	5,016
0	5	4	4	1	0		12
81	173	162	101	34	6	5	93
890	2,426	3,758	9,082	9,037	3,650	1,313	4,911

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第VI 分期	総 数		91,131	12,779	11,699	4,674	1,121	
	人工林	総 数	51,203	8,607	7,828	2,896	289	
		育成単層林	50,761	8,545	7,771	2,876	287	
		育成複層林	441	61	57	20	1	
	天然林	総 数	39,928	4,172	3,871	1,778	832	
		育成単層林	459	196	182	64	3	
		育成複層林	754		23	38	56	
		天然生林	38,715	3,976	3,666	1,677	773	
	第VII 分期	総 数		91,191	12,800	12,625	8,926	1,146
		人工林	総 数	51,174	8,628	8,487	5,847	330
育成単層林			50,687	8,567	8,426	5,799	329	
育成複層林			488	61	61	48	1	
天然林		総 数	40,016	4,172	4,138	3,078	816	
		育成単層林	557	196	194	148	4	
		育成複層林	860		29	68	61	
		天然生林	38,599	3,976	3,914	2,862	751	
第VIII 分期		総 数		91,249	12,800	12,778	11,067	3,695
		人工林	総 数	51,144	8,629	8,606	7,306	2,126
	育成単層林		50,609	8,567	8,545	7,247	2,102	
	育成複層林		536	61	61	60	24	
	天然林	総 数	40,104	4,172	4,172	3,761	1,569	
		育成単層林	655	196	196	182	64	
		育成複層林	960		28	115	63	
		天然生林	38,489	3,976	3,948	3,464	1,442	
	第IX 分期	総 数		91,303	12,791	12,799	11,898	7,032
		人工林	総 数	51,111	8,619	8,627	7,885	4,315
育成単層林			50,525	8,558	8,566	7,820	4,258	
育成複層林			586	61	61	65	57	
天然林		総 数	40,192	4,172	4,172	4,013	2,718	
		育成単層林	753	196	196	194	148	
		育成複層林	1,054		23	121	107	
		天然生林	38,385	3,976	3,953	3,697	2,463	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
1,669	3,464	8,581	18,345	18,387	7,230	3,183	24,939
933	1,935	5,724	12,208	8,568	1,618	598	20,009
927	1,917	5,659	12,106	8,492	1,592	591	19,774
6	18	65	102	76	27	7	236
736	1,529	2,857	6,137	9,819	5,611	2,586	4,930
	4	4	4	1	1		21
62	188	162	153	40	27	6	108
674	1,337	2,691	5,981	9,778	5,584	2,580	4,801
1,281	2,049	5,037	12,069	17,734	12,405	5,119	24,120
499	1,185	2,729	8,607	9,665	4,445	752	19,235
496	1,174	2,690	8,515	9,572	4,381	739	18,974
3	11	40	92	93	64	13	261
782	863	2,308	3,461	8,070	7,960	4,368	4,885
0	0	5	4	4	1	0	32
62	130	201	162	101	34	12	122
719	733	2,102	3,296	7,964	7,925	4,356	4,730
955	1,384	2,845	6,854	14,877	15,185	8,807	23,436
219	732	1,482	4,334	9,489	6,592	1,629	18,569
217	725	1,463	4,263	9,379	6,508	1,593	18,282
1	7	20	71	110	83	36	287
736	652	1,363	2,520	5,388	8,594	7,178	4,867
3		4	4	4	1	1	45
80	86	201	162	153	40	33	136
653	566	1,158	2,353	5,231	8,553	7,145	4,686
953	1,080	1,691	4,094	9,685	14,589	14,689	22,879
231	388	919	2,052	6,640	7,525	3,908	18,016
230	384	907	2,009	6,540	7,426	3,827	17,702
2	4	12	43	100	100	82	314
722	692	772	2,043	3,045	7,064	10,780	4,864
4	0	0	5	4	4	1	59
79	78	137	201	162	101	46	150
639	614	634	1,837	2,879	6,959	10,734	4,655

(附) 用語の解説

6 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

《 あ 》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 択伐，樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゆう）

林内に既に更新樹が生育している森林を，保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒ 更新，保育，間伐）

《 か 》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で，一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒ 主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化，騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林で，快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，稚樹の定着を促進するために，ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒ 天然更新，林床）

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため，成長を妨げるササ，草，つる，不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒ 下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて，目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に，除伐後，主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒ 除伐，主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心度）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/Dm)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒ 水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林，
快適環境形成機能維持増進森林，保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

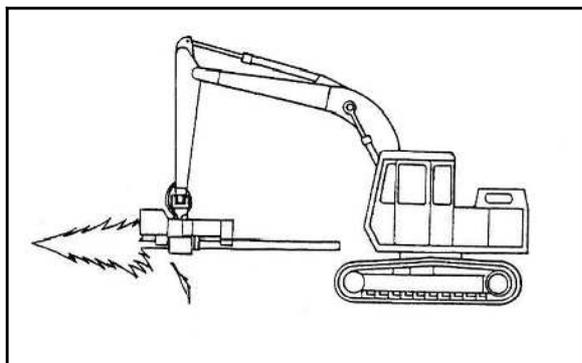
森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒ 風衝地，更新）

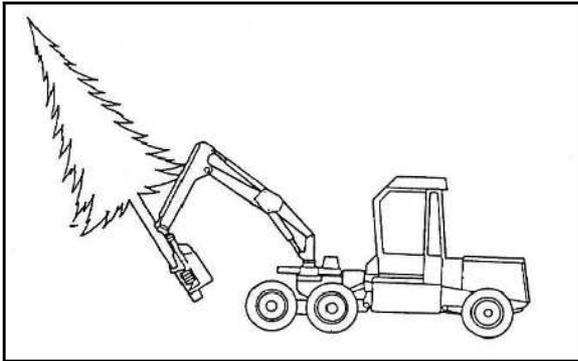
高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ，ハーベスタ及びスイングヤード等，林業用の多工程処理機械の総称。



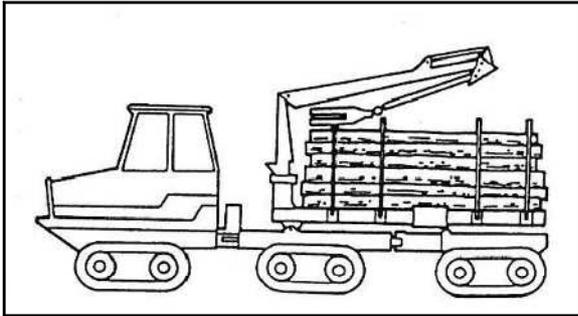
プロセッサ（造材機）

林道や土場などで，全木集材した材を枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



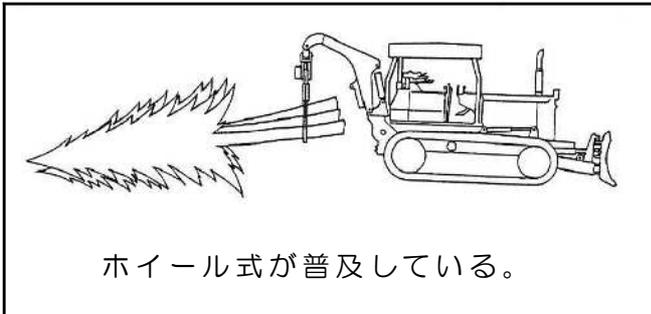
ハーベスタ（伐倒造材機）

立木を伐倒し，枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



フォワーダ（積載集材車両）

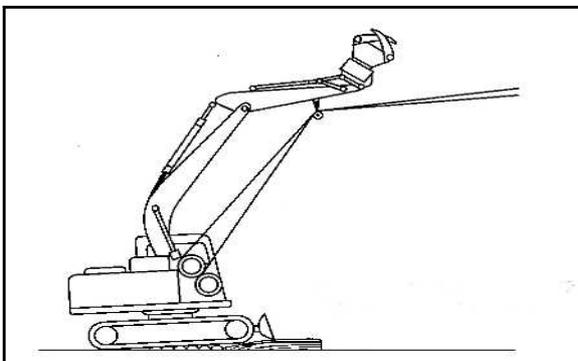
玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



スキッダ（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラック。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり，県内ではT30等の

ホイール式が普及している。



スイングヤード（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し，かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し，アームをタワーとして使用する。

5条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的・経済的・社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒地域森林計画）

《 さ 》

最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒間伐）

山地災害防止機能・土壌保全機能

(さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう)

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

(さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん)

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒天然更新）

自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒間伐，択伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え，その生態系の健全性を維持し，活力を利用して，人々の多様なニーズ（たとえば，木材，木製品，水，食料，燃料，余暇，野生生物の生息地，景観，炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間，毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐，択伐，皆伐の区分），②立木の伐採の限度（面積，材積），③伐採後の植栽方法，期間及び樹種，について指定される。（⇒保安林，森林施業，択伐，皆伐）

指導林家（しどうりんか）

優れた林業経営を行い，自らの林業経営を通じて地域林業振興の中核となり，併せて林業後継者の育成に指導的役割を果たしている林業経営者をさし，知事が認定する。現在本県には55名いる。（平成31年3月31日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

青年林業士として50歳に達したもので，知事が認定する。現在本県には92名いる。（平成31年3月31日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20m平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎、10分の6から10分の8を中、10分の9以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し、収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が残り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木など的人為的な方法により森林を造成すること。

森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理法に基づき、平成31年4月から施行された制度で、森林所有者に適切な経営管理を促すため経営管理の責務を明確化するとともに、所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林において、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得し（経営管理権の設定）、林業経営に適した森林は林業経営者に委ね（経営管理実施権の設定）、林業経営者に委ねることができない森林は市町村が経営管理を実施するもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林がもっている様々な”はたらき”のことで、木材生産等機能の経済的機能と、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能、公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で、森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり、主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定め、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（協定地：H31.3鹿児島地域，H31.3南薩地域，H31.3日置市，H27.3出水地域，H27.8鹿屋市，H28.3始良西部地域，H28.3屋久島地域，H30.3肝付町岸良地域，H30.10肝付町北方地域）

森林施業プランナー（しんりんせぎょうぷらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図る人材。

現在本県には267名いる。（平成31年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保持（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。

（⇒保安林，保安施設地区）

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域における模範的な林業後継者で，一定の期間の研修を受けた後，知事が認定する。

現在本県には122名いる。（平成31年3月31日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び杉角（そまかく）の総称であり，原木ともいう。

杉角：立木の伐採後，現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 た 》

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンくず状を呈する。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合、または林種を転換して収獲量を上げるために、その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ、マツ林などで行われている。）（⇒更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林、森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類，山菜，竹（タケノコ），椿実等がある。

《 な 》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており，木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《 は 》

伐期（ばつき）

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種（ばっさいしゅ）

主伐における伐採方法をいい，一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。
（⇒主伐，皆伐，択伐）

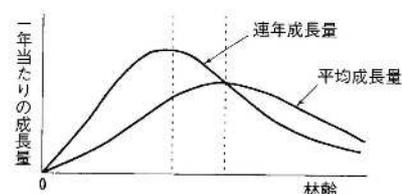
標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし，森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図

図1 連年成長量と平均成長量

ある林齢のとき連年成長量はピークを示し、その後減少する。そして、その後平均成長量が最大の時、これと同じ値になる



注：1年当たりの成長量：材積の増加量
連年成長量：ある林齢の前後1年間の成長量
平均成長量：材積を林齢で割った1年当たりの平均の成長量

風衝地（ふうしょうち）

常時，風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し，苗木の植栽等を行うことにより，樹齢，樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林，保安施設地区など，法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒制限林，保安林，保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場，自然とのふれあいなど学習・教育，また，芸術，伝統文化，地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養，土砂の流出・崩壊の防備，飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合，その事業を行うに必要な限度で，森林，原野その他の土地を指定した地区。（⇒保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に，樹木の生育を促すために行う下刈り，除伐等の作業の総称。（⇒下刈り，除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て，後継樹とする。クヌギ，コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており，しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，また，行楽，スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供し，また，史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し，原生的な森林生態系，貴重な生物種が生育・生息している森林で，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において，伐採後の林地保全，幼齢造林地を強風等から保護するため，伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《 ま 》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常、樹木が生立していない林地をいうが、国有林野経営規程では、林種を立木地と無立木地に分け、無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し、樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し、民有林では同じく30%以下としている。

（⇒ 樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。（⇒ 萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《 や 》

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。（⇒ 特定保安林、保育）

《 ら 》

流域森林・林業活性化センター

（りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー）

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇒ 樹冠）

林業労働力確保支援センター

（りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー）

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。（⇒ 高性能林業機械）

林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班（りんしょうはん）

①林班，②準林班，③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相（りんそう）

森林を構成する樹種，林冠の疎密度，林齢，林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。（⇒林齢）

林道改築（りんどうかいちく）

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため，その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のことで，m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したもの。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し，森林作業道と組み合わせて，間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい，普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。（⇒森林作業道）

林内相対照度（りんないそうたいしょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルクス）に対する，林内の照度の比を％であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20％必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のことで，m/haの単位で表す。林内道路延長には，林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のことで，m/haの単位で表す。路網延長には，林道，作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。